

婦人少年者

昭和二十一年七月三十一日第三版郵便認可 昭和二十一年七月五日発行 第百七号



15 号

特集農村の婦人問題

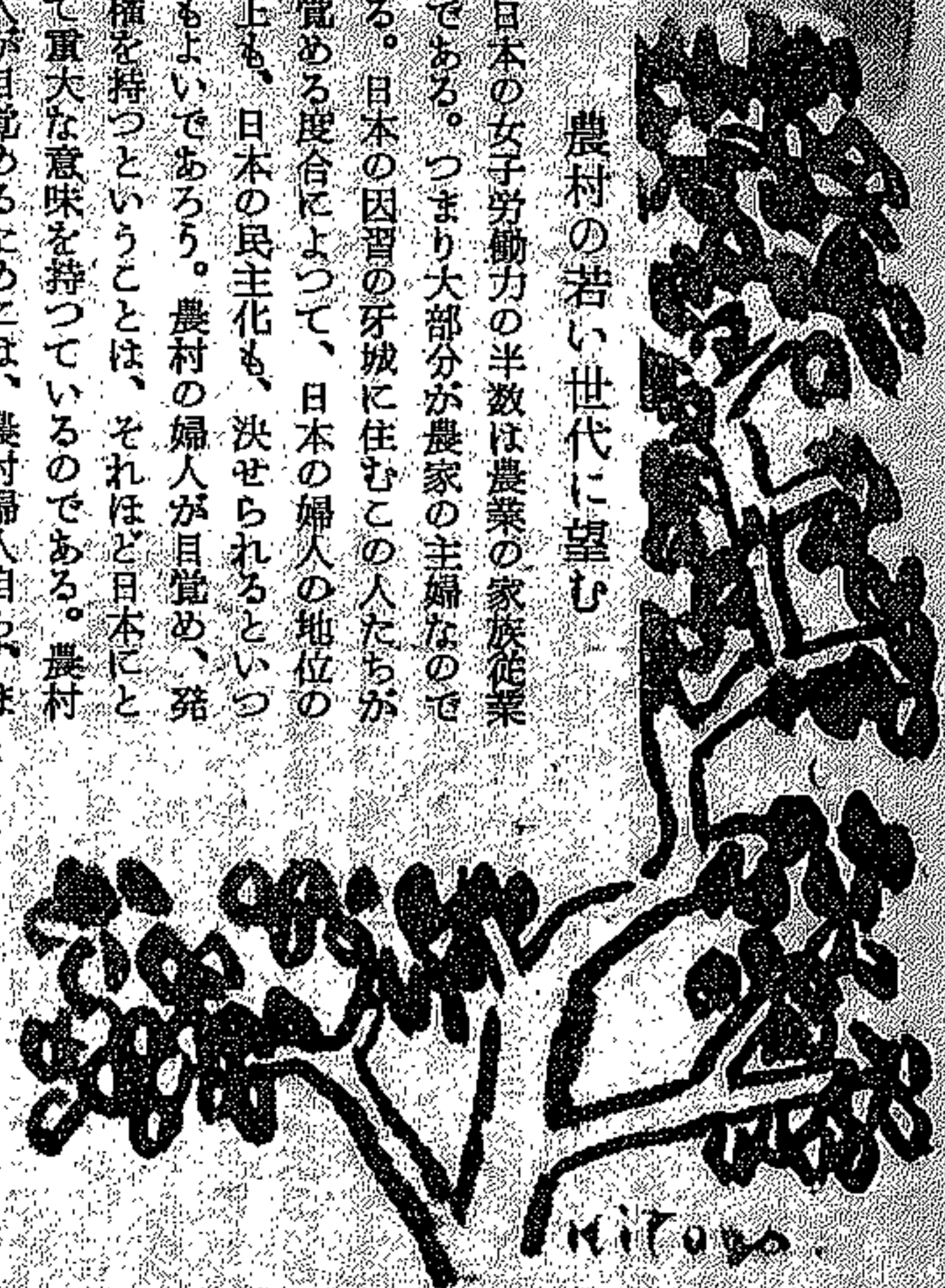
婦人少年協会

「働く少年少女の作文」募集

労働省婦人少年局では読売新聞社と日本放送協会の後援を得て、働く少年少女の作文を左記要領によって募集することになりました。この募集は毎年秋に行われる「働く少年少女の保護運動」の一環として、今までも行ってきましたが、今回は特に読売新聞社から作文集が出版されることになっています。全国三百万の働く少年少女から多数の応募がありますよう御協力を願います。

- 一、募集作品の種類
生活記、感想、日記など（枚数は自由）
詩（三篇以内）、短歌（十首以内）、俳句（十句以内）でもかまいません。
- 二、応募資格
十八才未満で働いている者（会社、工場などに働いている者ばかりでなく、商業、農業、漁業などの家業に従事している者あるいは街頭で働いている者なども含みます）
- 三、締切
昭和二十九年八月三十一日
- 四、発表
直接入選者宛に通知（十月中）するほか、採用の作品は出版の予定です。また、すぐれた作品は、ラジオで放送し、新聞、雑誌に掲載します。
- 五、賞
入選者百名に記念品を贈ります。
右のうち特にすぐれた作品を出された四十名には、次により賞状と記念品を贈ります。
- 二十名には 労働大臣賞状
読売新聞社賞（記念品）
- 二十名には 労働大臣賞状
日本放送協会賞（記念品）

六、選者
婦人少年問題審議会々長 平林たい子
作 家 坪田 譲治
東京都社会教育委員 丸岡 秀子
評論 家



農村の若い世代に望む

日本の女子労働力の半数は農業の家族従業者である。つまり大部分が農家の主婦なのである。日本の因習の牙城に住むこの人たちが目覚める機会によつて、日本の婦人の地位の向上も、日本の民主化も、決せられるといつてもよいであろう。農村の婦人が目覚め、発言権を持つということは、それほど日本にとつて重大な意味を持つてゐるのである。農村婦人が目覚めるためには、農村婦人自ら、まず自己のおかれている地位の低さを認識することである。そしてその低い地位を打開する活動は、古い因習を知らない若い世代からこそ起るべきだと思ふ。

今、あらゆる面に過去へ押し戻そうとする力が働いている。そして民主化の機会において、より強い基礎の上に農村婦人は、最も強くその影響を受ける可能性がある。

農村の若人たちが、自分たちの権利や義務を知り、それを守るために、民主化の歩みを勇敢に踏み続けることを期待してやまない。

（田中寿美子）

七、応募方法

- (1) 作品の終りに次のことをはっきり書いて下さい。
勤務先の所在地、名称、産業の種類
本人の現住所、氏名（ふりがな）、
生年月日、仕事の種類
匿名の希望の有無
- (2) 送り先
東京都中央局区内
労働省婦人少年局年少労働課
又は各婦人少年室
八、応募した作品はお返ししません。採用した作品の版権は主催者側に属します。

例（勤めている人）
一、勤務先 長野県松本市本町一の五
桜井製糸株式会社（製糸業）
二、現住所 長野県松本市本町二の二
横井工 岡田 和子
昭和十三年五月一日生

例（家業に従事している人）
一、現住所 新潟県中蒲原郡村松村
農業 大野 一郎
昭和十四年二月十八日生

主催 労働省
後援 読売新聞社
日本放送協会

婦人と年少者 十五号 目次

- ◇巻頭言 農村の若い世代に望む 田中寿美子 1
農村における婦人の問題 福武 直 2
農村の婦人と年少者 我妻東策 6
農村の婦人を忙しから解放するには 桜井武雄 9
- ◇対談
農村婦人の地位は 田中寿美子
どうしたら高められるか 渡辺智多雄 11

- ◇特集
岩手県の農村婦人 田村綾子 15
生活改良普及員の活動 農林省生活改善課
三 定期券実施の促進について 婦人少年局 17
定時制高校生の実態(2) 20
一日古着屋開店の弁 19
ルポルタージュ 23

- ◇資料室
「女子年少者労働基準規則」の改正について 24
農村婦人に関する資料 29
六月の婦人界の動き 31
労組婦人のページ 32
女子就業者と完全失業 表紙の3
者数、平均現金給与 表紙の3
◇こちらになりましたか
表紙 富山妙子 扉 表紙の3
カッパ 倉石隆 塚谷政義

農村における婦人の問題



福 武 直

本年の四月、私は、先輩や友人たちと山形県庄内のある村の調査に行きました。そのとき、農村家族の問題や婦人の問題についてきいてゆくうちに、村の人から次のようにいわれました。「先生がたは、新聞や雑誌やラジオなどで、農家の家族生活は封建的であるとか、婦人の地位はきわめて低いなどといわれるが、現在の農家の生活はそんなものではなくつたし、嫁の地位はつて低くはない。どうも話が極端すぎる。」というわけです。たしかに、私たちは多少古くおぼれているものに注意しすぎるくらいがあり議論が偏するばあいも少なくないようです。戦後婦人の自覚が高まり、家族生活のあり方もちがつてきている村も稀ではないし、全般的に、かなり、婦人の地位は向上してきたと考えてよいように思います。しかし、これは、比較の問題であつて、本質的に改革されたわけではありせん。村の人から、上述のようにいわれたときも、この点を指摘し、「よくつてきているでしょうが、完全に過去の生活が根本的に改められたとはいえないでしょう。こういう点はまだまだ残っているでしょう。」と申しましたところ納得してもらえました。

す。しかし、表面の現象的変化に心を奪われて、その底にある本質を見逃すと、それ以上の進歩は生じません。やはり根本的な考え方の改造が必要なのであつて、これを基礎として、はじめて明るい家庭生活が生れ、婦人の地位も向上し、男女の同権という理想へ近づく道も開かれるのです。しかも、私たちの見るところでは、以上のような現象的な変化さえみられない村も多いようです。私に反駁された村の人たちも、その村が市に近く、都市的な空気が流入しやすい条件をもつと同時に、経営権が早く後継者に渡されざるをえない農業上の要因をもつて、特殊な村であることを考えていられたいのですが、このような村は、全国の村の中でも多くはありません。また、その人たちの家庭が、家族の人間がよくてうまくいっているといふこともありません。「自分の村では、家庭生活も封建的ではない。」とか、「自分の家では婦人も十分尊重しているし嫁も小さくつてはいない。」とかいわれても、案外基本的な点で非近代的であることが見のがされておき、容易に封建的な空気が家庭の中につよくなる可能性を多分にもつているといふことを反省しなければならぬのです。

そこで、私たちとしては、やはり、農村の家族のもつ基本的な性格をはつきりと把握し、すべてのものが婦人にしわ寄せされる条件から婦人の地位の低さを十分理解しなければならぬと思ふのです。このような基本的な理解からは

じめで、私たちは、家族生活の改善と婦人の地位の向上のために努力する意欲をもちうるでしょうし、またそのことがどのような意味をもつか、それが家庭のみならず村や国の生活にもどのような影響をもつか、という点にも目覚めるでしょう。そして、この基本的な改革のためには、やはり国の政治がよくならなければならぬといふことにも気づくでしょう。

農村で農業によつて生活する人々は、国の人口の約半分ですが、その半ばは婦人です。したがつて、約四分の一の農村婦人が積極的に自分の家庭だけでなく、村や国の政治にも関心をむけて、これを改善し改革しようと考えるに至るなら、それは、大きな力になります。逆に、これらの婦人たちが、依然として、「あきらめ」の人生哲学から解放されないで、「百姓とはこのやうなものであり」、「その百姓の主婦や嫁や娘は、いくら考えてみたところでどうにもならないのだ」という宿命観にとらわれだまきであるなら、農家の家庭はいつまでも明るくならないばかりか、村や国の政治もよくならず、再び、不幸な反動の中に身動きもできない状態にたちもどるかもしれません。

さらに、私が考えていたべきことは、子供たちは、とくに母親の影響をつよくうけて成長することです。母親の地位が低く、封建的な性格をもちつづけるなら、その子供が近代的な人間になることもつよく阻まれるでしょう。学校教育がどんなに努力しても、家庭教育がこれに伴わなければ、子供の教育はうまくゆ

きません。だから、婦人の地位の改善の問題は、次代を背負う子供の問題とも密接にむすびついているのです。

このように考えてみますと、ことに農村婦人の問題に、根本的な反省を加えることは、非常に重要なことだといわなければなりません。短い文章ですから意を尽さないところも多いでしょうし、私の考え方も未熟なわけですから、あまりお役にたたないかもしれません。自分でも考え切り開いてゆくための多少の参考になればと思つて筆をとつたわけでありせん。

二

ところで、わが国の農家は、いわゆる家族経営による農業をいふのであります。都市の勤労者となり、農家では婦人も農業労働に従つており、しかも、その労働は一般にかなりきつて、一家の農業労働量の中で少なからぬ部分を占めております。現在の農業技術の水準のもとでは、この生産労働から婦人を解放することは不可能です。また、そうしたばあいは農家経済は成り立ちません。くたくたになつて考える余裕もないほどの労働が婦人にもものしがつていなければならない。そのうえ婦人は、家事労働や育児のための仕事もしなければなりません。婦人は、このようにして農家の生活を支えているのです。その支え柱としての役割は、男子以上であるといつてよいでしょう。

しかるに、この大きな役割を果たしている婦人は、家族生活において、正当な待遇をうけてい

るのでしょうか。それに対応しい地位を与えられているのでしょうか。答は「否」であります。

わが国の家族では、一般にそうですが、とくに農家では、「家」が重んじられ、この家をついでゆく家長と、その後継者である長男の関係が最も重大であると考えられております。いかえれば親子関係とくに家長―長男の関係が主軸をなし、夫婦関係は極端にいうと、これを可能にする手段ともいえます。したがつて、婦人は必然的に軽視され、男子と対等の人格として認められません。「家のために」といふことは、私たち日本人をとらえてみるとばあは、私たちが日本人をとらえてみるとばあは、この「家のために」もつとも従属的な地位を占めるのが婦人です。

もつとも、その従属の度合は、女の一生のうちでも同じではありません。すなわち、「三従の徳」といふことがあり、すなわち、「嫁入まで」の時代、「嫁」の時代、「主婦」の時代、「隠居」の時代で、それぞれ異なります。

そこで、この時代毎に一応、婦人の地位を概観してみますと、第一の嫁入までの時代では、男の兄弟よりも軽くみられますが、それでも、同じ子として親の愛情のもとで育つてきます。

そして、嫁に行くとき苦労するのだからといふことで、娘時代には必要以上に甘やかされる傾向もありせん。しかし、それにもかかわらず、娘は「売物」であつて、やはり完全な人格と認められてはおりません。売物ですから、無理をしても仕度を派手にして、人間の売物の値段を高くしようとするといふこともよくあります。そ

して貧窮な農家のばあいは、文字通り売物として娘を身売りすることもあつたわけだ、完全な人格として娘を待遇するまでにはいつていないのであります。

この娘の時代から、嫁の時代へと、女子の生活は結婚を通して変化しますが、この結婚の際、嫁組の基準は、今もなお一般に、当人の個人的な精神的能力や資質ではなく、家のつりあいに重きが置かれ、また家柄を重視できないほどの農家では、「働き手」をもつてというのみで労働力としての評価が、大きな意味をもちます。対等の人格としての男女の当事者の問題でないために、結婚にまつていられる問題が出てきます。ここでは、詳しく申し上げる余白がありません。最近川島教授が『結婚』という本を書いておられますのでぜひ一読してみたい。そして一言だけつけ加えるなら、最近とくに農家の娘さんたちが農家に嫁ぐのを嫌う傾向のあることを十分考えてみていただきたいと思います。それは道徳的な説教で「けしからん」といつておさえられるような問題ではなく、農家の婦人の問題が集中的に表現されているからであります。

とにかく、このような矛盾の多い結婚によつて、嫁の時代が始まりますが、嫁という字は、婦人の地位をよく示すものであり、文字通り、妻である前に、家の女であることが要求されます。嫁は、まず家風になれ、男始によくつかえることを第一条件とし、さらに夫にも従順しなければなりません。お互にそれほど知りあいていないで結婚し、しかも愛情の表白もあさえて、不自由な抑圧された夫婦生活をしなければならぬのでありますから、おのずから人間性は歪曲されざるをえません。別居は現状では望まれたいにしても、夫婦の独立した部屋ぐらゐ配慮されてしかるべきだと思ひますが、そうしたことを考へてゐる人は案外少ないように思われます。嫁の苦しみは、過去に比して軽減されたとは思いますが、まだまだ、忍従の生活である状態はつづいてゐるといつてよいでしょう。しかも、離婚の危機はたえずつきまとつてゐるのであつて、離婚された「出戻り」が、どんな眼でみられるか、その後の生活がいかに苦悩にみちたものであるか、という点を考へれば、忍従こそ嫁の生活信条とせざるをえないものであることが理解されるでしょう。

私は、正しい明るい結婚が行われるなら、嫁の時代の夫との生活が最も楽しいものであると思ひますが、農村では「里がえり」が非常に大きな解放感を嫁に与えるのであつて、実家ほどよいところはなないのです。ここにもまた大きな問題があるように思われるのです。

嫁の時代をすぎ、主婦の時代になります。はじめで女子の地位は一定安定いたします。長い間の労苦と家計への寄与の結果、主婦の地位は確立します。しかし、それでもやはり、家長としての夫には従わなければなりません。対等の人格としての男女間の関係は、ここに至るまで到達しても、生じがたいのです。しかも主婦の時代から隠居の時代になると、再び地位は低下し、

「若いでは子に従ふ」ということになるのであります。

そして、これを村の社会における地位としてみれば、この男女の不平等は一層明らかになります。主婦の位座を占めても、彼女は、その夫の地位、したがつてその家の地位によつて評価され、独立の人格としての能力によつて評価されることはきわめて稀であります。

一般に、女子は外に出ないで内を守るものと考へられ、家を代表するものとしても、男が普通であり、成年の男子のないうちに限り男子とともに村の構成メンバーとなります。けれども、このばあいでさえ、非常にひかえ目に振舞わなければならぬのです。選挙権は戦後女子にも与えられましたが、選挙法によらない部落の役員などの選挙では、女子は壮年に達しても参加しないのが普通です。そのほか、村会議員などの選挙でも、部落の予選は男子の家長のみで行い、一般女子は排除されるのが通例ですが、形式的に女子も選挙権を行便するといふだけのことだともいえます。

このような状態ですから、農村の婦人の関心は、おのずから、封鎖された小さな部落社会の日常茶飯事や、家庭生活の些事にのみ集中されやすく、「世間のせまき」を身につけてしまひます。しかも、農村の社会は、表面は平和で穏やかをうでも、その底に血みどろの生存競争を行つており、隣家の不幸が自分の家の幸のように感じられるほどの悲しさをもつておられます。嫉妬や反感や猜疑が生れやすく、大きな社

会や国家の問題にまで眼を開き、蝸牛角上の緊張や対立をこえることができません。井戸端会議の話題は、つねに村人、とくに同じ婦人たちに集中し、この話題にのせられることをおそれるために、たえず他人の批判や意向に敏感となり、「笑われぬように」「非難されぬように」「悪く思われぬように」と心をくぎります。そこで、その行動の原理は、いつも自分自身の中にではなく外にあることになり、「人がそうするから」「とうしな人」と他人に笑われたり悪く思われたりするから」という意識で行動することになりやすいのです。自主独立性は、このようにして生じがたく、その行動も農村社会の因襲の枠をやるることができません。保守的な習性は、男子以上に農村婦人の特徴となりやすいわけでありま。

このようにして、家の中で一人前でない娘時代や嫁の時代はもちろん、主婦の時代になつても、対等の人格として待遇されず、家の中にとじこもり、卑近なことにのみ心をむけて、国の政治はおろか、村の政治にさえ関心をもちないばかり、農村婦人の問題は、村社会や国の社会の民主化への障碍としても考へなければならぬでしょう。最初に申しましたように、大雑把にいつて、有権者の四分の一は農村婦人なのでありますから、これらの婦人が自覚するかどうかということとは、非常に大きな問題だといわなければなりません。それは、婦人自身の幸福以上の問題でもあるわけであ

三

そこで、私たちは、農村婦人の幸福のためだけではなく、日本の社会全体の民主化のためにも、このような低い婦人の地位を改善し、その人間性を獲得する道を、真剣に考へなければなりません。そして、この道が少なくとも切り開かれてゆくなら、最大のしわ寄せをうけ、最大の矛盾に苦しんでいるだけに、婦人の力は大きな力となると思われるのですが、その大きな力は、前にふれましたように、子供に影響する意味において、一層高く評価すべきだと思ひます。ともすれば忘れられたり、軽くみられたりしがちな婦人の問題の重大さを、ここであらためて反省し、農村婦人の地位の改善に、都市に住むものをも含めて、また男女をとわず、力をつくそうではありませんか。

ところで、それでは、どういう方法が考へられるでしょうか。私には、これといつて至妙の策を示すことができません。私は、根本的には、農村婦人の解放されるために必要な条件として、わが国の過小農的農業のあり方そのものが変つてくれねばならぬこと、そして、もつと経済的な基礎が確立し豊かな生活が可能になることをあげねばならぬと思つておられます。そして、そのためには、農村内部の改善だけにとどまらず、国の社会全体が大きく変革されなければならぬと考へます。しかし、これは非常に困難なことでありま。このような変革を、農村の人々、また農村の婦人は、招来しようと思

つていないのみか、阻止しようとする役割さえ果たしてあります。問題は悪循環してゐるといえるわけであ

しかし、それでも、私たちは、決してあきらめてはなりません。むしろ、この悪循環を打ちきるために、「あきらめ」から自己を解放するようになり、たえず努力しなければなりません。最初にあげましたように、「百姓とは」といふものだ、「農家の婦人は」といふものだ」といふ「あきらめ」を去つて、同じ人間として当然、明るく豊かな生活を求めるべきだと考へるようにならなければならぬのです。農業労働と家事労働の二重の負担から少しでも逃れて、教養や育児のために時間を見出す努力もしなければなりません。台所の改善をするにしても隣の家がするからというので、家の見栄や競争心から行ひのでなく、根本的な生活態度の革新から出発するようにならねばならぬのです。

正当な欲求をおさえて、現在の状態に盲従することの方が安易かもしれませんが、これでは、社会は進歩しません。たとえ苦しみをとまなつても、新しい家庭や村を生み出すために、基本的な生活態度を変えてゆくように自分もつとめ、人々にも説き、明るい人間性の回復のために、みんな、できるだけのことをしてゆくべきではありませんか。

婦人の自覚が多少でも高まつてゐる村では、村の空気が明るくなり、男子にも影響をあたえて村に活気をもたらすし、村の政治もよくなつておられます。婦人は大きな自信をもつてよいので

す。この自信のもとに、少しでも自分の家や村を明瞭で楽しいものにするように努めようではありませんか。そうした努力も、おそろく家庭や村の狭い壁にうちあたることでしようが、そこであきらめさへしなければ、国の政治への批判の眼も開かれて参ります。与えられた一票が、自主的な一票となつてくるでしょう。その自主



1 農村婦人の意識の程度

農村婦人の社会生活の実態を知るために、農業経営や農村構造などの違いから全国を十二地区に分けて各々の地区の代表的町村(二四か町村)に居住する二〇歳—六〇歳の農村婦人四二〇名を対象に行われた、二八年一月の家の光協

的な一票の集積が、婦人の地位を大幅に改善する力となるのです。できるだけのことを自分の家や村の中でやりましよう。そして一票の行使を、自分や家庭の幸福、子供の将来や国の発展と直接つながるものとして、慎重に行うようにしましよう。関心をひろめ考え方を改造し社会や国の動きに注目するようにしましよう。直接

農村の婦人と年少者

我妻東策

の生活から自主的判斷の生活へ一歩踏み出しましよう。婦人の地位の改善は、こうしたいといふ面での努力が、当事者である婦人を主体として、男子の理解と協力を求めつつ行われなければならないのであります。

——東大助教授——

理している場合はわずか二六%で、多数の婦人は必要に応じてそれを支給される立場にある。それゆえにまた農家の婦人には予算生活もできなければ、生活改善の計画も立たない。

それならば、婦人が家を出て、たとえば部落や村の会合にのぞむ場合、自分の意見を自由に述べているだろうか。この場合、「少し気がね」が四六%、「気がね」八%、「気がねなく自由」が四〇%、「不明」六%となつてゐる。すなわち、ここでもまた婦人たちは無言の圧力に押されて、半数以上が発言してゐないのだが、この意見のない人々が日本の有権者総数の二—三割も占める点を考えれば、それ恐ろしくなる。

2 わが子を売る農家のすがた

労働省婦人少年局は、いままで四回にわたつて年少者の不当雇用(人身売買)に関する全国的な「資料調査」を行つてきたが、こんど第五回目の調査を発表するとともに、昨年はじめて東北六県について行つた実態調査の結果も併せて公表した。そこではいまこの二つの資料によつて昨年度の人身売買の状況、とくに子供を売つた農家の生活状態をみてみることにしたい。

満一八歳未満の年少者で人身売買の被害者となつたもの一、八八三名(二七年七月—二八年六月)についてみれば、男子六・七%にたいし、女子は九三・三%で、女子の方が圧倒的に多いが、年齢別では一五歳—一八歳のものが最も多い。とくにこの年配の女子だけでその数が一、五五九名に達しているのが目につく。それからいままで、東北地方が娘身売りの本場とされてゐたのに、このところでは全国的にひるがり、昨年の第一が群馬で、ついで福岡・秋田・鹿児島

の順位となつてゐる点が注目される。売られた子供の就業先は売春がいちばん多く、一、五四一名、総数の八〇%となつてゐる。次は農林関係の一五一名(八%)、それから工員・子守・女中・店員・人夫の順位になつてゐる。ところで、接客婦の労働条件がどうなつてゐるかなどについては、あらためて述べるまでもないと思つて、あつた省略して、身売りの直接・間接の動機となつた被害年少者の親元の生活状態をみてみよう。親元の職業でいちばん多いのは農業

(二八%)、ついで日雇(一八%)、無職(二四%)、漁夫・工員・炭坑夫(各々五%)などの順位となつてゐる。親元の家族員数と収入をみると、五人家族が最も多く一〇%で、六人家族が八%、以下四人・七人・八人家族の順となつてゐる。つまり大部分は多子家族であるが、それに反して収入の方は少なく、極貧またはそれに近いものが全体の二三%を占め、一人当りの一か月生活費六〇〇円—一、六〇〇円というものが多く、平均一、二〇〇円程度になつてゐる。すなわち、大部分が「生活保護法」による保護の基準にすれすれの生活者またはそれ以下の人々である。したがつて当然、子供売りの動機も多くがいわゆる「一口べし」になつてゐる。

さて以上は、「資料」による全国調査からみたのだが、つぎに東北六県についての実態調査の結果によつて、わが子を売つた農家の生計状態をみてみよう。この実態調査でも、親元が農家のものが一番多く、そして大部分のものの月収が五、〇〇〇—八、〇〇〇円で、一か月五、〇〇〇円以下の収入で賄つてゐるものが実に三八%もある。そして平均耕作反別はわずか四反三畝(水田二反三畝)となつてゐるが、これでは穀作を主とする東北の農家としては極貧農の部類に入る。したがつて調査者の報告にも次のような聞かぬあわれな記事を見出すことが出来る。——最上川の河原にのぞむ石ころ道を歩いてゆくと、田んぼでRさんのおばあさんが、腰をまげて、はうようとして稲刈をしてゐる。さつき通りすぎた田んぼとは、しるりと眼にも

のぎに「日常生活で一番楽しいのは何んですか」の問いにたいしては、「作物のよくとれたとき」という生産者らしい欲を第一にあげている点が注目されるが、次には、子供の成長とか、休む、喰べる、寝る、などの生活的なものが多く、この点、二五年八月の婦人少年局の調査に成る「農村婦人の生活」の記録にたいして符合してゐる。それから、幸いとは何か、の問いにたいしては、「仕事はかどらないとき」「家庭の不和」などの生産的なし生活的なものが第一にあげられてゐる。

子供のしつけの注意事項については、いちばん多いのが健康、つぎは、盗みをしてはいけないことである。貧農の子供たち——いや親たちにも——盗癖のある人が少なくない。それゆえにか、農村には特に盗みを戒める風習があるから、母親は子供のしつけについて特別の点に心を痛めてゐるのだから、これは、いわば盗みを必要とするほどの貧困者の多い日本農村の姿を単的に表現してゐるものといえよう。

要するにこの調査でも、わが国の農村婦人の多くが零細農制や家の制度や部落制度などの拘束のもとに、いままなお意識以前またはそれに近い状態にあることがわかる。しかし反面において、これらの拘束から比較的遠いところにある若い人々の間には、人間性にも市民意識にも目覚めつつある人が少なくないのだから、農村婦人の意識の解放や革命には先ずこの人々の成長に協力することが大切のよう思う。

今年の婦人週間に、茨城県下妻町で開かれた一市三郡の婦人大会に、とういうことがあった。四人の婦人代表から、婦人の経済活動についての生活体験の発表があったが、そのうちの一人、中山みよ子さんは、夫とともに、戦後新しくはじめた疎開百姓の体験を通じて、いちばん痛感させられたことは、農家の生活に計画性がないことだったという。そこで、農家生活に計画性をもたせるために、中山さんは、農家簿記をつくることにした。

中山さんの簿記は、つけっぱなしの簿記ではない。「つける簿記から、つかう簿記へ」といわれているように、すべて前年度の記帳結果をもとにして、中山さんは作業計画もたて、現金現物の収支計画もたてておこなった。

それにまた、中山さんの農家簿記は、ふつうのやりかたとはちよつと変つてゐる。どう変つてゐるかという点、ふつうの一冊になつてゐる農家簿記の帳面を中山さんは使わない。ふつうの学生用ノート三冊（これに自分で線を引いて



農村婦人を忙しから解放するには

桜井武雄

一冊は家計簿、一冊は主人のつける経営簿、一冊は主婦日記に利用する。これに、ポケット型の手帳一冊、それに改良普及員のくばつてくれた労働日誌一冊、あわせて五冊が中山さんの農家簿記である。一冊の簿記さえつけられないのに、五冊なんて——と思うかもしれない。ところが、中山さんの場合は、一冊のポケット型手帳、これを「やたら帳」と名づけて、台所などのいつもつけやすい身辺におき、何でも気づいたことをこれにメモしておく。そしてこのメモをもとにして、ひまのときなどに、それぞれ仕分けして、他の四冊の帳簿に書き入れるしくみにしてゐるので、むりがなく帳帳がつづけられるのだという。

この新案簿記、「やたら帳」の発表のあとで、聴衆から質問が出た。「中山さんが、ひまができて帳面をつけられるのは何時でですか、と。中山さんはこれに答えて、たいてい一日の仕事が一段落しておちつけるのは、夜の十時くらいですとのことだつた。

私は、偶然その前日、午前十時にラジオのスイッチをいれて、家庭の時間かなにか、新番組のラジオ美容体操の発表をきいてゐた。そのときのアナウンサーの説明に、ちよつとどこかは、家庭で皆さんは、子どもさんを学校へおく

り出し、ご主人を務め先へ送り出して、朝の仕末も一段落、部屋をなかで、飛ぼうが、はねようが、はたで見ているのはせいぜい猫の子一匹くらいのものでしよう——というのをきいて、都会の主婦の生活時間と、農村の主婦の生活時間との、天と地ほどのちがいを想つた。主婦がやつとおちついて、自分の時間をもてるのが、十時はおなじ十時でも、なんと、朝の十時と、夜の十時のちがいがあつた。農村婦人の過労を想うべきである。

農家の婦人だけが、それも日本の農家の婦人だけが、なぜこんなに忙しのか。

よその国の農業では、家畜や機械のやる役割を、日本の農業では婦人にやらせてゐるからである。たとえば、朝、農場へ出かけるのに、よその国の農民は、家畜に畜力農具をつけて、男子だけで出かけて行く。機械を運転してゆくばかりには、なおさらである。ところが、日本の農家の男子は、家畜がわりに婦人や子どもまでも引きつれて、野良へ出る。婦人は畜力や機械の代用品なのである。

日本でも、畜力利用や機械化の進んだ特殊な村や、新しい開拓農村などでは、それだけ婦人が野良へ出る割合は少なくなつてゐるのだから、そのいい証拠である。一般の村でも、最近、畜力利用や農業機械化が進むにつれて、昔にくらべれば、婦人はいくらかずつ重労働から解放されてはきたのである。

いくらかおくれた農村でも、婦人がいつまでも、家畜の代用品となつて、甘んじてゐてゐるはず

はつきりわかるほどわるい作物で、一部には全く実らない青立ちのところもある。こくら服の男の子がいなごをとつてゐるが、この孫たちが成長して田んぼで働けるまではと、耕しつづけている今年六十四だといふこのおばあさんは遠くA県まで働きに出てゐるK子から世話人の約束通りの送金が本当にくるものと思ひ込んで、毎日そればかりを待つてゐる。

この水田地帯の向うの畑作地帯の方には開拓者が多い。部落の山道を越えて、はるか荒れ地の中に点々とバラックの小屋が見える。無雑作に板を打ちつけただけで、壁もなく、低い床にはたたみもない。すり切れた土が敷かれ、道具といへばなべ、かまぐらいのものである。この開拓地には過ぐる雪の日に山の麓の町へ乞食に行つた人もあるという。或る若い夫婦は長い間の悪戦苦闘が報いられて、やつと一町歩の荒地の開拓に成功したそうだが、その歓びのかけには、開拓途上の生活苦から、中学一年生の弟の果外出稼ぎという悲劇もあつたという。

終りに調査者は、「荒れて働いてゐる年少者を訪ねて、学校の話をすると、どの子供も、きまつて下を向いてだまり込んでしまふ」と述べてゐるが、子供たちはこんなにも学校へ帰りがたつてゐるのである。したがつてもし憲法第二十六条の国民の教育をうける権利なるものだけでも、法規通りに保障され、せめて学童の長期欠席なりと防げたら、この非人道的な人身売買という遺風もかなり解消し得ることを思はずにはゐられない。——東京農業大学教授——

農村婦人の意見

(労働省婦人少年局「農村婦人生活実態調査結果報告」昭和25年8月調による)

(2) 女の仕事はつらいか

(百分率 %)

村	農業従事者数	総数	非常につらい	相当つらい	どちらでもない	まあ楽な方	楽だ	無回答
計	341	100	9	36	45	9	2	0
五田	88	100	13	21	52	10	4	1
大野	69	100	6	49	25	17	8	1
計	55	100	4	36	55	6	1	1
計	67	100	18	40	45	2	1	1
計	67	100	5	34	49	8	1	1

(1) 仕事の配分をする人は誰か

村	総数		男	女	男+女
	実数	百分率 %			
計	472	100	93	86	6
五田	62	100	80	76	15
大野	146	100	98	86	2
計	102	100	96	86	3
計	80	100	90	84	10
計	82	100	95	90	5

(3) 仕事に関する相談の有無とそれについての意見

(百分率 %)

村	農業従事者数	総数	相談される					相談する みんなど相	相談されない					無回答
			小計	自分も意見を	自分の意見を	相談をうける	見がたうける		無回答	小計	相談をうける	相談をうける	相談をうける	
計	341	100	65	32	15	18	8	80	4	13	1	7	5	2
五田	88	100	62	25	10	27	2	29	2	9	1	12	6	7
大野	69	100	64	35	19	10	1	34	6	10	1	8	9	1
計	55	100	56	23	20	13	4	40	7	20	1	9	4	1
計	67	100	81	44	18	19	3	16	4	10	1	1	2	1
計	67	100	60	83	9	18	5	84	1	20	4	3	6	1

(4) 女の仕事をもつと楽にするにはどうしたらよいか

(百分率 %)

村	調査対象数 (実数)	総数	機械を入	畜力を入	人手を入	田畑をへ	電熱ミミ	子供をあ	家事を手伝	うつてもら	その他	仕方がない	意見なし
計	489	100	12	2	16	3	2	2	10	7	6	2	44
五田	91	100	5	5	11	1	1	1	1	4	19	1	47
大野	104	100	18	1	25	4	6	1	18	5	1	5	37
計	94	100	10	1	26	1	1	1	10	2	1	3	52
計	100	100	10	1	11	2	2	1	7	5	7	2	48
計	100	100	16	1	9	1	2	4	11	17	8	1	89



農村婦人の地位は どうしたら 高められるか

渡辺 氏 田 氏 木下 氏

農業経営への参加による目覚め

木下 今年はお私の方へ婦人少年局婦人課では婦人の経済活動を高めるといふことを活動の目標にしております。婦人週間でもこの問題を取りあげました。農村婦人を対象として、この問題を研究することも私たちの大きな課題になっておりますので、今日はその方面に特に関心を持たれて、直接農村を見聞されているお二人から、いろいろお聞きしたいと思っております。農村の主婦が、いまだに一家の中で発言権を持っていないのは、婦人はただ働くだけで、経営に参加していないからではないかと思っております。最初、そういう点についてお話し願いたいと思います。

渡辺 農村を歩いてみて思うんです

対 談

渡辺智多雄 田 氏 木下 氏
法律研究家・人権擁護委員
(司会) 労働省婦人課

が、このごろは男の方がすべての面で女にまけていますね。四十代から五十代の主婦は実権を持っています。夫と同等に家の中のことをやっています。夫はむしろ妻を頼っています。但ししゆりとかある家は別ですが。

田 先だつて私は新潟県の板倉村(中野郡)へ参りました。例の愛妻田を訪ねました。そしてこの計画をした人や技術指導をしている人たちがいたのです。女の人が農業技術や改良についての知識を持っています。夫はむしろうにやりなさいと云えば、夫は必ずその通り改良する。そのくらいに女の人は実力をもっています。主婦がそういうことに無知で、むしろ止めたりするので、いつまでたっても改善ができない、ということでした。農家の婦人はほとんどよく働きます。米作の七割は女の人の労働によつています。意地者の夫を持つた場合は九割まで女が作ると云われています。夫もあまり勝手なことは云えないわけですね。このほか家事や育児の労働があります。これはほとんど女です。信濃川の附近の農家でこの調査により、一年に二千時間の農業労働とその他家事・育児の労働が二千時間、こんなに女の人が働いても、収益は全部夫の名義で、女の自由になるものは何もないのです。農村の主婦が隠然たる実権をもっていることは事実ですが、実際にはちつとも大にたいさがない、いとおしんでもらえない。まず、

はない。日本の農家の家畜は、まだまだ、そのおかげで楽をしすぎている。一年のうち、わずかに二十日から三十日くらいしか働かずに、楽をして食べさせてもらっている日本の農家の牛馬は、ふんを製造するだけだから、「ふん畜」だなどという悪名をよこされているが、それというのも、日本の農家の婦人が、家畜がわりに働かざるを得ないからである。

新しい開拓農村のように、農家の婦人がいばつているところ(あまり婦人を農業労働にこきつかうと嫁の来手がないので)では、婦人を家畜がわりにこきつかうわけにはいかないから、畜力利用が進み、機械化が進む。農業機械化の先進地、岡山県の興除村がそのいい例である。こうして見てくると、婦人がいつまでも、家畜のように従順に、家畜がわりに働いているあいだは、農業技術の向上も、農業経営の合理化も進まないのではないかと思われてくる。ここらで、日本農業を革新するも、しないのも、農家の婦人の力にかかっているのではないか。農家の婦人は、あまり働かないで、もつと威ばつていいのである。そうすれば、いままでも、あまりに働きがいのなかつた農家の男力は、大恐慌を来して、もつと婦人を大切に、家畜がわりに婦人をこきつかうことを止めるであろう。また、止めさせなければならぬ。

まことに、「その社会における婦人の解放の度合こそ、その社会の進歩の度合を示すバロメーターである。」

ところで、「農家の婦人はあまり働かずに、

もつと威ばつていていい」といつただけでは、誤解を生ずるおそれがある。農家の婦人がいまのままで、あぐらをかいて、かかあ天下になられたのでは、仕方がない。私のいうのは、農家の婦人はもつとかしこくなり、その働きかたを変えねばならぬという意味である。いままでのように、ただ牛馬のように働くというのではなく、婦人には婦人らしい働きかた、働き場所があるはずだから、もつと質の高い労働場面を、婦人に与えようということである。

それには家族内の分業が必要であり、分業分担ができるような農業技術の向上と農業経営の合理化が必要である。農繁期には「猫の手もかりたい」ということがあがるが、いつまでも手労働農業が続くかぎり、手労働には質的差別なく、男も女も、猫の手も、子どもの手も、総動員される。手労働農業から畜力・機械力利用の農業に進み、米麦作中心の主穀農業から有畜輪作農業へ進んでいくと、同じく家族労働農業でも、家族内の分業がある程度できるようになる。農家の働きに、分業分担がはいつてくる。農家の働きに、それはすでに、農家の生活の計画化——さきに中山み子さんが痛感したという——の第一歩だ。

いつも仕事に追いつけられて、農繁期にはことにそうだが、それを仕事に追いつけるようにする、これが計画化ということである。手さあれば——というが、手が足りないからこそ、手順をよくして、草のはびこる一歩先きに、一番除草をすませるかということがある。

農家の家計の管理者はだれか (%)

村	調査対象数	総数		男		女	
		数	割合	数	割合	数	割合
五ヶ村合計	472	100	91	88	8	1	
山形村	62	100	98	90	5	2	
大和村	146	100	96	92	4	—	
朝日村	102	100	98	89	6	1	
春日村	80	100	79	72	21	—	
常盤村	82	100	92	90	7	1	

注 ① 計算は不明のものを除いた
② 労働省婦人少年局調査

る。仕事を追いか、追われるかは要するに、この一歩先んずるかいかのちがいが生れるのである。

部落申合せの農繁期休日制だけは、戦前戦後を通じて、全国的に実施されていて好評のようだが、これこそ、「土曜日曜のある農家」の実現が、けつして夢でないことを実証しているものではないか。いま実行している休日制も、農繁期の一と月か二ヶ月だけで、それがすぎるとまた、いつもの農家の無計画性にかえつて、のんびんだらんと、農閑期ですら、何ということなしに、仕事に追われているのである。一年を通じて、定期の休日制を設けて、それを規律に、仕事の手順を考え、それを目標に仕事の能率をあげてゆく、これが計画的な、人間らしい働き方であり、牛馬のような働き方や、家畜がわりの働き方とは、ちがうところである。

農村婦人を忙しさから解放するには、まずこのような人間らしい働き方の自覚から——というのが、私の持論である。

渡辺 汗の中からはわが田でできたという話もありますよ。

木下 女の人は、そのように自分の自由でできる田を持つというよりは、農業経営への参加という意味でも、農村婦人の解放の第一歩になるものでないか。この愛妻田について男の人はどう思う態度ですか。

田辺 男の人ももちろん賛成して、夫もいつしよに愛妻田を耕しますが、この田については妻が計画した方法に夫も従います。それで、ここから農村の封建性がくずれていくんだな、と思いました。

木下 その結果はどうだったんですか。

田辺 去年は冷害の関係もあつたのですが、それでも一人で七千円くらいの貯蓄をしたそうです。七千円あれば、ちよつとした台所の改善ができます。板倉村では七十七戸で五十二万円に上つたそうですから、ほかになりません。これを六か月か九か月の定期預金にしておくと、自分の名の貯金帳を始めて持つたとき涙を流してよろこんだという事です。農村の主婦の中には自分の家の財産がどれだけのものか知らないし、それを夫にきくことさえできないものが多いのです。

渡辺 女は一切経済に関係をせられないので、いつまでたつても経済について認識ができません。自分の労働の価値もわからないのです。ある農村で主婦たちが卵を売って、卵貯金というのをやっていた

ますか、こんなことも自分がやつてみて始めて、自分が作つたものがお金になることや、相場というものがよくわかること、経済的に目覚めができました。こういうことから、しぜん新陳代謝の経済的な動きがよくなる、仲間人などにも価値のことはつきり云えるし、たまにやるようなことがなくなります。それに卵を二人ずつで売らず、協同出荷していることも、社会的に協力することに目覚める意味で大いに効果があると思います。

◆まず人間を大切にすることから

渡辺 農村の婦人が自分の労働力の価値を知ること、これが自覚されなければ、あとの経済問題など、とても考えられないのじゃないでしょうか。農村の女の人たちの労働を、都会の工場労働者の賃金に換算したら大変なものです。

田辺 機械を入れるより時間をかけて働いた方がよいというのですからね……

渡辺 その価値の大きさを考えたら、きつと、むだな働きをしなくなると思うんですがね。

田辺 男の人が、女は半一四くらの労働力だと言っていました。その言葉のとおり、女を人間として尊重してないんです。新潟で見たんですが、女の人を田植をしているのに、男はそばで酒をのんでいるんです。むずかしいこと、辛いことはみんな女の仕事なんです。腰

をまた重に折るような仕事、車取や刈刈、田植など、ほとんど女がやります。人間を大切にしないというところ、これが経済活動のよくなるんです。……人をいとおしむというところが、ちつとも考えられていないのです。これはむしろ人権問題として取りあげべきことだと思ふんですが……

渡辺 農村の改善は、人間として理解することから始まることも云えるわけですが、金沢の青年団の協議会に出席したとき、一少女が「小さき救世」という題で発表したことなのですが、大変感動が立派なものでお話しします。これは水汲みの改善をした話です。近所のお嬢さんがお嬢さんで、子供を背負い、坂道を何度も水汲みにいく。こんなことでお嬢さんが安全にできるだろうか……と娘さんが感じて、改善を始めたのです。井戸にポンプを取りつけただけのことですが、人間がこんなにもじりじりしているのか、という考え、人間性へのこの目覚めが、生活改善の第一歩になったのです。

木下 農村に行つて女の人に、仕事を楽にするにはどうしたらよいと思ふかときくと、機械のことなど答えず、息子に嫁を貰うとか、おばあさんに手伝つてもらうとか云つて、人間の労働力を使ひなとしか考えていないのです。

田辺 根本に農村の封建性があるもので、女の人が大事にされない。せめて赤ん坊を産む間だけが休み時間だといふくらい

い、働かざるを得ないのですから。公衆の影響もあるでしょうが、女は罪滅しに働いてたらい、というふうな考えがあるのですから、たまりません。

渡辺 今のお嬢のことを関係があるんですが、託児所に子供をあづけたがらないんです。子供に乳をやる間だけせめて休めるので、子供をそばにおきたいというのです。

田辺 今まではわらをもやして風呂を炊いていた主婦が、電気風呂に改善して時間を浮かせたとしても、さて、その時間をどうするか。休息にあてるのか、読書をするとか、何かにしなければ、風呂を炊いている間、少しでもじつとしていられたい。その分だけ人間の労働力はあつた。それだけ人間の手が省けて、楽にならなければ何にもならない。しよいこむばかりではいけない。

木下 労働の価値がわかつたら、米価をもつと高くなることかわかると思ひのです。

田辺 米価の算定の基礎資料を出させて見ると、家族労働はまるであつたに書いてあるのです。米価のあがるのは困りますけれど、人間の価値が無視されるのは困ります。

◆技術の向上について

木下 人間を使うことばかり考えて、機械化をしようという考えが出てこないところに問題があるのだと思ひますが、それは、女の人が農業の技術というものを知らないことにも原因があるのではないのでしょうか。

渡辺 そういふ意味で、愛妻田でも農業技術を向上させることに積極的な意欲を出してほらいたいと思ひます。女の人には肥料でも硫酸をどれだけ撒けばよいのか知らない。夫のいうままに撒くだけで、自分の頭を使ひません。

田辺 撒いた肥料が水田に沈んでいくのを知らないので、よその田に流れないよう田の水をとめてしまふのだそうです。かぼちやの種をどういふふうにまくかさえ知らなかつたというのですからね。今まで女は人間として認められていなかったのですから、自分で工夫を加える余地がなかつたわけですね。

渡辺 農村の青年学校で生花や裁縫などを習うよりも、男といつしよに農業技術や知識を身につける方が、余程大切なことなんです。いすれば農家の嫁になるのですから、そうして実際に農事にできるようなり、地位も向上するのではないのでしょうか。

渡辺 板倉村では愛妻田を始めてから、田に愛情も出たし、責任を持つよう

◆むたな時間を省くこと

田辺 東畑先生が農夫の実働時間を調べたら、むたな時間がずいぶん多いことがわかつた。ところが花巻で八時間労働を実行して、ちやんとやつている農家がある、だから、やり方によつてはできるのだ、といつておられます。そこでは朝の食事をしながら一日の仕事の相談をするので、手順よくいつてむたがない。

渡辺 若い息子たちが農事ごよみの計画表を作つて生活の合理化をしたという話をききました。

木下 婦人週間の婦人会議の時の農家

の主婦の発言に、女の発言の機会がないので、農事日記をつけておいて、去年はこうやつたというふうなことで、だんだん発言権を持つようになったというのがあります。計画的な生活をするためにも、生活に自覚を持つためにも日記をつけることはよいことですが、これからは日記をつけよう、と話しあいました。計画的に働くようにすれば、農繁期のいそがしさも、もう少し何とかできるのではないのでしょうか。

渡辺 農地の交換分合というふうな問題が、主婦にわかるようになれば、ずいぶんむたな時間が省けるようになるんです。そうすると村の政治のことともわかってくるし……

田辺 福島の前村では生活改善を、まず家計簿をつけることから始めたのですが、そうしたら収支が目がひらけてきたそうです。

渡辺 農家では現金支出は少ないが、物を使つていきますから、金だけでなく、物を食から出して使つた時には、それをつけておく。そうすると、だんだん経済力というものが自覚がきます。

木下 自分の家でとれるものはただだと思つてゐるのです。

田辺 数字に換算してみないのです。

渡辺 労働の価値も換算してみないの、水汲みでも何度でも通ふ。機械よりお金が大切だと思つてゐるんです。これは大分県の千歳村というところの例です

◆食生活の改善を討論して、高い栄養をとること

が、食生活の改善を討論して、高い栄養をとることと大切だが、むたに栄養を消費してはいやしないかというので、消費カロリーの計算をしてみたのです。そして一日に二、六〇〇カロリー補給するのに対して三、六〇〇カロリー消費していることがわかりました。それで被れをなすためにお金を使ひ前に、まずむたなカロリーを使ひないようになすの合理化をしよう、まず仕事を機械化して、被れないようにして、それと同時に栄養改善をする、こうしたら疲勞しなくなつたし、生活改善にもなつたというのです。

食生活の改善から出発して労働の価値を知つたという例です。生活の改善にはまず機械を入れることですが、一人では高く買えない場合には協同組合によればよいので、機械一つから、協同化ということにまで発展させることができます。

木下 機械なら男も女も同じに働かせますから、米価の安定もはかになるのではないのでしょうか。

田辺 協同で買えばよいものを、一軒ずつ買つて機械を遊ばせておく。民度が低いので、生活改善すると他人が何とか云うから、よそがしないうちにはできない。これでは、いつまでも改善できません。

渡辺 考え方に社会的つながりをおくことが大切ですね。さつきの水汲みの改善をした娘さんの例でも、村全体に改善が広がつたのはよいが、一軒一軒にポンプをつけなくても、一つの井戸に電気モ

先日行われた地教委の選挙の後で、或る奥南の村を訪ずれた時、こんな話が出た。

「この辺には、猫とばかりできたから、ということがあるんですつて。」ときいたら、その家の主人はアハハ……と笑つて「そんな事は昔の事ですよ。」と云うと傍の主婦の人が「全くなつす、人間を猫あつかひにするなんてひどうござんすよ。」と言葉を入れたが、農村の家庭程不思議なものはない。すべてが男本位であり、坐るところまで女には制限があるのだ。しかも嫁の座は一番はじつこで、その家に嫁のこない間はその座に猫がすわつてゐるので、嫁をもちうのに猫つかか

りてきたという言葉があつたといふのである。

戦後婦人会の動きが活発になつて来ると共に、地理的条件のよい農村婦人達もいろいろと見聞くことによつて、人間の価値を主張する様になり、こうした人間を馬鹿にした風習もすらいではきたが、まだまだ農村にこの悪習がある。「この間の教育委員の選挙では婦人が最高点でしたね」「いや、女の人達も選挙上手になりましたよ。家の奴等なんかも、てんで人の話にはのりませんからね」「選挙だけは男の人達にまかせられませんか。子供の教育の事なら、女でも立派にできるんすよ。交々語る夫婦の言葉に、どこの農村家庭もこの様に明るいものであればいいかと思ふのだが、然しこれまで農村の婦人も自由に自分の意見を言ふ様になつてきた事はうれし。それなのに、まだ魚一尾、浴衣一枚買ふのにも、すべて主人の承諾を得て買わねばならない。つまり財布のひもをにぎらされてない農村婦人が多いのである。だから、自分達の生活計画を立てる事もできず、婦人会の会費さえ出すのをしぶる場合が出てくる。こんな事から、これではいけない、婦人達も物を買ふ事によつて幾多の弊害をのぞかねばというので、県南のある村の婦人会では飯米に麦をまぜ、うかした米をたぐわえて供出したところ百俵余あつたが、その代金を資金にし、農協の協力を得て共同購入をはじめ、農村の主婦達が喜んで買物をしているところもあるが、この婦人会は二年程前から婦人の過労をふせぐために、村令で婦人の日をきめて実施している。これまでの婦人のあり方は消費面のみが強調されていただけ、今後は婦人も生産面にたずさわらなければ、婦人の実力は何時までも確立されないといふので、共同作業による漬物の加工事業を農協の協力を得てやつている婦人会もある。その他、養蠶、養蚕、養蠶等女手でもできる面はひきつめて、そ

れから入る収入は婦人の手で処理されているところも多くなつてきた。

こうした事は一つにはあつたが、地域の事情にもよるかも知れないが、農村の婦人達もできる限り、ひまをみつめ、特に農閑期を利用しての社会見学により、又、教養講座、農業講座にも出席し、婦人の実質的向上は矢張り女も財布の一端をにぎるところまでいかねばならないといふ気持ちが表面化してきた事にもよる。面白いことは、今年の婦人週間の地方大会で、私は家庭経済の体験発表によりつけた影響が大きかつた事である。婦人週間は官制なりと意見をはいた地方もあつた様だが、うちたてられたスローガンに思ひつらうものをした地方もあるわけである。然しこうした農村婦人の動きにかけの力となつて生活改善普及員の力も実つてきた事は見のがされぬ事である。はでに大きなことはできないが、地味に小さく動きながら、成果をあげている生活改善グループが、相当出てくる事から立証されると思ふ。農村生活の繁栄と、無計画な労働から来る過労により、身体を消耗をふせぐために、合理的な生活の営める事にきつた農村婦人の生活への意欲が、グループ活動となつて現れたのである。

開拓地婦人部と農協婦人部の活動

現在開拓地として入植している開拓地戸数は一万户に近しいといふが、全国でも入植者戸数の多い事は全国一といふが、もともと苦勞をかくことで開拓地入りをしたといふ不便な土地にたつたに、並々ならぬものがある様だ。先ず婦人達のなやみは、医療の問題であり、子供の教育、そして無電燈地帯といふことである。かてて加えて最近では治安防衛問題などもなつて反対

運動が開拓民より最も大きくおこされ、子供をつれた婦人の姿も陳情団の中に多くみられるが、こうした結果は、悩みの種が共通であるだけに急速に婦人達の立ちあがりが見られ、各都府に開拓地婦人部の結成を見ることができたけれど、やがてこの婦人部も一本のものにまとまるだろう。

これに比べれば、条件もよく、もつと活発化されてもよい農協婦人部の活動が案外といふほどに盛況にみられる。現在農協婦人部は六十三団体、二五、七六一人の会員数となつていて、これは同時に地域婦人団体の団体数でもあり、会員数にふくまれている人達である。ここに農協婦人部が純然と育成された婦人部でない痛しがゆしの状態があるわけである。地域婦人団体は戦後結成され、組織の強化をみていて、昭和二十七年以降に地域婦人団体をもちて農協婦人部として結成されたのが多いので、地域婦人部の仕事とその農協婦人部の仕事として報告されているわけで、ここに往々してこんがらがつてきた原因を最近よりけるのである。

然し自分等の住む農村をよりよくするために、活潑その他で問題をおこした農協が、婦人部の活動によつて立ち直つたところもあり、乳幼児の死亡率も引下げに、短命村の改善にと、婦人でもできる範囲内で活動をしていく婦人部もあるが、要は農協指導陣に専門の婦人部の指導者がいないといふことが、大きな欠点ではないだろうか。

(前掲手婦人少年室長)

生活改良普及員の活動

農林省農業改良局
生活改善課



1 呼びとめられて相談による普及員

朝、普及事務所に出動して今日一日の計画をもう一度見定め、受持地区に出かけます。「この間の野良猪なあ、こんな風にしてみました」「野良から呼びとめられ、自転車をとめて、作業衣の工夫されたところを見せてもらつたり、気付いた点を助言したりします。

2 農家を訪問する普及員

農家を訪問すると、その家の主婦が遠い井戸から手桶で水を運んでいるのにおつかることがあります。こんな水運びでも一生の間には、北海道の稚内から鹿児島まで三往復することになるといふような具体的例から、竹筒で水を送ることなど話しあつて、無駄な努力をなくすることに気付いてもらいます。こうして訪問を重ねるうちに、暗い台所に窓がなかったり、流しが高くなつたり、仕事のやりよいように配置が考えられたり、ちよつとした工夫もされてきます。

些細なことも見捨てず、現在の姿をよく見つめて農家の中から問題を見つけたら、農家の要求を知つて、不合理を除き、改善の道を切り開いてゆきます。

その場限りの仕事でなく、計画をもつて続けられれば、歩みはあそびが少しづつ変わっていきます。

やがては栄養の知識や食生活のあり方等について援助します。すぐ役立つことなら、そうした技術面の習得を通して生活態度が変つてきます。

3 会合にかけぬる普及員

講演会、幻燈会、座談会、展示会、普及員が地区に配置されて日の浅い初期の段階、農家の人々はまだ生活改善がどんなことかよく知らないとき、普及員は講演会や座談会、幻燈会で、まずおどりにされて生活を見なおす機会をつくり出します。フランク板や幻燈等視覚教材を用いたりして身近な問題から入り、興味と関心の中から改善の芽を見つけてます。展示会は大勢を相手に広く一般に理解してもらふのに役立ちます。その地区の実状や問題点を現わして改善への関心を高めます。

このようにして改善意欲が高まれば、同じ目的をもつた人たちが集つて生活改善実行グループがあらわらるにできます。

4 講習会

学校の調理室を借りたり、農家の庭先にコンロを持ち寄つたりして、農閑期に備えたふりかけや、手もちの材料でできる気のきいたお菓子などの講習をします。農家の家族たちは、今度は何を覚えてくるかとのしみに待つていますし、農閑期の忙しん最中は、するめいかやびん詰等が栄養が確保されます。こんな講習会が生活技術全般にわたつていくつも行われます。

改善の関心を高め、あるいは興味を持つた人たちが集つて調理方法や、食器、調理器具類の扱い方を習得しながら、

運動が開拓民より最も大きくおこされ、子供をつれた婦人の姿も陳情団の中に多くみられるが、こうした結果は、悩みの種が共通であるだけに急速に婦人達の立ちあがりが見られ、各都府に開拓地婦人部の結成を見ることができたけれど、やがてこの婦人部も一本のものにまとまるだろう。

これに比べれば、条件もよく、もつと活発化されてもよい農協婦人部の活動が案外といふほどに盛況にみられる。現在農協婦人部は六十三団体、二五、七六一人の会員数となつていて、これは同時に地域婦人団体の団体数でもあり、会員数にふくまれている人達である。ここに農協婦人部が純然と育成された婦人部でない痛しがゆしの状態があるわけである。地域婦人団体は戦後結成され、組織の強化をみていて、昭和二十七年以降に地域婦人団体をもちて農協婦人部として結成されたのが多いので、地域婦人部の仕事とその農協婦人部の仕事として報告されているわけで、ここに往々してこんがらがつてきた原因を最近よりけるのである。

然し自分等の住む農村をよりよくするために、活潑その他で問題をおこした農協が、婦人部の活動によつて立ち直つたところもあり、乳幼児の死亡率も引下げに、短命村の改善にと、婦人でもできる範囲内で活動をしていく婦人部もあるが、要は農協指導陣に専門の婦人部の指導者がいないといふことが、大きな欠点ではないだろうか。

やがては栄養の知識や食生活のあり方等について援助します。すぐ役立つことなら、そうした技術面の習得を通して生活態度が変つてきます。

5 共同研究

生活改善実行グループの毎月の例会。会員が集つて衣服設計とか、家計簿のつけ方とか、グループのプロゼクトについて研究します。ボロ出屋しが提案されれば、ボロをどんなに活かすが、それで得たお金をどんなに使いかたを相談します。

このようにして改善意欲が高まれば、同じ目的をもつた人たちが集つて生活改善実行グループがあらわらるにできます。

6 季節保育所

神社やお寺を利用し、農閑期対策として始つた季節保育所は、お母さんたちの手間ははかばかしく共に、子供たちを危険から守り、たのしい遊び場となります。

おそろいの作業服を着て、着用品類をかねながら、田舎の共同作業を行います。こんな場合自然に共同作業もできるようになります。

農業普及員と連絡し、協力しながら農業の共同化から生活の共同化へ進む場合も多く、多額の力が集って共同の成果があらわれ、やがては古い村のしきたりもこわれて科学する心が入ってきます。部落が明るい健康な生活をめざして普及員とともに歩んでいます。

農家の人々とともに

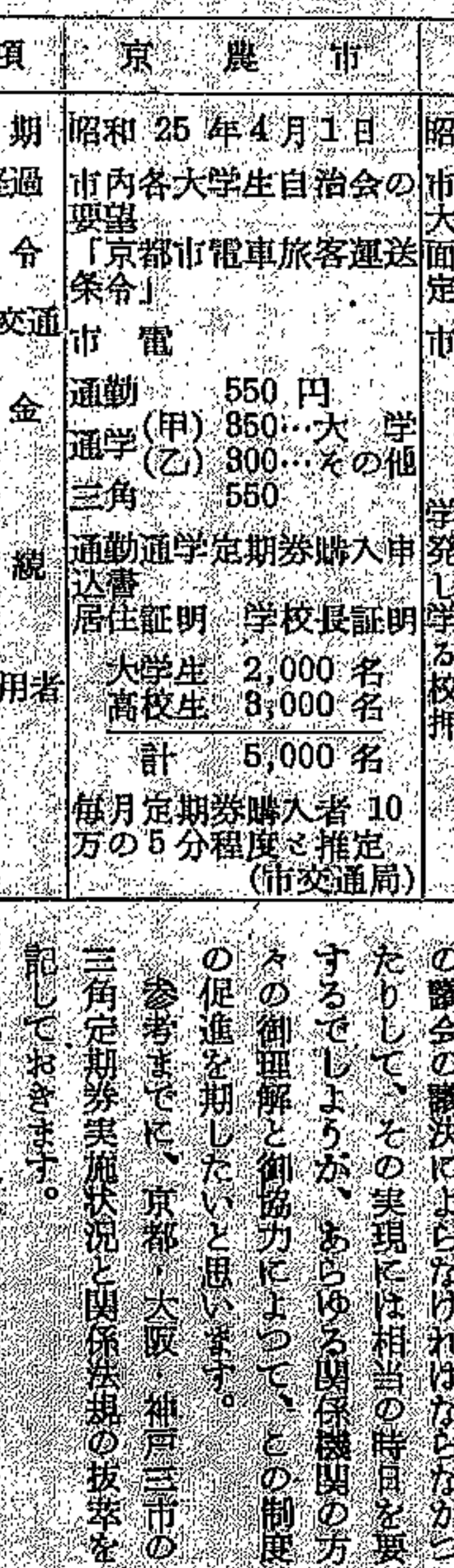
生活改良普及員の1か月の勤務時間の割合をみると、第1図のようになります。普及員の勤務時間の半数以上は農家を訪問したり、講習会を開いたり、青少年や生活改善実行グループ員との連絡、相談会を行っています。これらの割合は、農繁期でも農閑期でも大體同じですが、時間的には農閑期の方が、農家の方々に接する時間が多少長くなります。生活改善普及員の勤務時間は、いろいろな集りが夜や日曜まで行われることが多いので、一般公務員より長くなっています。第2図は仕事の内容別の割合です。

生活改良普及員の一か月の勤務時間の割合をみると、第1図のようになります。普及員の勤務時間の半数以上は農家を訪問したり、講習会を開いたり、青少年や生活改善実行グループ員との連絡、相談会を行っています。これらの割合は、農繁期でも農閑期でも大體同じですが、時間的には農閑期の方が、農家の方々に接する時間が多少長くなります。生活改善普及員の勤務時間は、いろいろな集りが夜や日曜まで行われることが多いので、一般公務員より長くなっています。第2図は仕事の内容別の割合です。

生活改良普及員の一か月の勤務時間の割合をみると、第1図のようになります。普及員の勤務時間の半数以上は農家を訪問したり、講習会を開いたり、青少年や生活改善実行グループ員との連絡、相談会を行っています。これらの割合は、農繁期でも農閑期でも大體同じですが、時間的には農閑期の方が、農家の方々に接する時間が多少長くなります。生活改善普及員の勤務時間は、いろいろな集りが夜や日曜まで行われることが多いので、一般公務員より長くなっています。第2図は仕事の内容別の割合です。

生活改良普及員の一か月の勤務時間の割合をみると、第1図のようになります。普及員の勤務時間の半数以上は農家を訪問したり、講習会を開いたり、青少年や生活改善実行グループ員との連絡、相談会を行っています。これらの割合は、農繁期でも農閑期でも大體同じですが、時間的には農閑期の方が、農家の方々に接する時間が多少長くなります。生活改善普及員の勤務時間は、いろいろな集りが夜や日曜まで行われることが多いので、一般公務員より長くなっています。第2図は仕事の内容別の割合です。

生活改良普及員への道



三角定期券実施の促進について

定時制高校生をはじめ、夜間の大学や各種学校に学ぶ学生生徒の中には昼間勤務している人達が大勢あります。これらの学生生徒は多かれ少かれ自ら働いて収入を得なければ学校に通うことができない人達です。

市	京都市	大阪市	神戸市
実施時期	昭和25年4月1日	昭和27年10月1日	昭和26年12月21日
実施の動機	市内各大学生自治会の要望	市の交通委員会の申請	市会の要望
根拠法令	「京都市電車旅客運送条例」	「大阪府電車定期券発行規則」	「神戸市電気軌道乗車料条例」
実施している交通機関	市電	市電	市電
料	通勤 550円 通学(甲) 850円 通学(乙) 800円 三角 550円	480円 280円 450円	(甲) 550円 (乙) 500円 (甲) 850円 (乙) 800円 550円
購入手続	通勤 学校長証明 通学 学校長証明 三角 学校長証明	学校長から市電定期券発行所に申請して登録しておく	学校長・勤務先の証明書が必要
三角定期券利用者数	大学生 2,000名 高校生 8,000名 計 5,000名 毎月定期券購入者 10万の5分程度(市交通局)	高校生 1,200名 その他 800名 (大学各種学校) 計 2,000名	576名

現在、京都、大阪、神戸の三市で三角定期券を利用している者の数はおよそ七千五百名に達しています。この制度が今後他の都市においても実施されることになればこの利用者の数を以て数えられるようになるでしょう。婦人少年局におきましてはこの制度を促進することには、働きながら学ぶ青少年に対する保護育成の一環として、関係各機関と協力しその促進を図りたいと考えています。

三角定期券実施の促進について

定時制高校生をはじめ、夜間の大学や各種学校に学ぶ学生生徒の中には昼間勤務している人達が大勢あります。これらの学生生徒は多かれ少かれ自ら働いて収入を得なければ学校に通うことができない人達です。

市	京都市	大阪市	神戸市
実施時期	昭和25年4月1日	昭和27年10月1日	昭和26年12月21日
実施の動機	市内各大学生自治会の要望	市の交通委員会の申請	市会の要望
根拠法令	「京都市電車旅客運送条例」	「大阪府電車定期券発行規則」	「神戸市電気軌道乗車料条例」
実施している交通機関	市電	市電	市電
料	通勤 550円 通学(甲) 850円 通学(乙) 800円 三角 550円	480円 280円 450円	(甲) 550円 (乙) 500円 (甲) 850円 (乙) 800円 550円
購入手続	通勤 学校長証明 通学 学校長証明 三角 学校長証明	学校長から市電定期券発行所に申請して登録しておく	学校長・勤務先の証明書が必要
三角定期券利用者数	大学生 2,000名 高校生 8,000名 計 5,000名 毎月定期券購入者 10万の5分程度(市交通局)	高校生 1,200名 その他 800名 (大学各種学校) 計 2,000名	576名

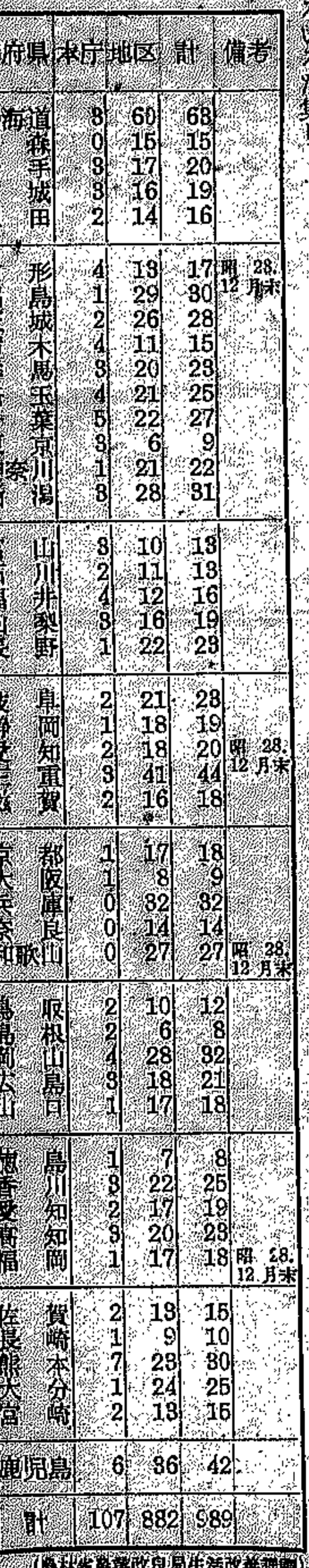
現在、京都、大阪、神戸の三市で三角定期券を利用している者の数はおよそ七千五百名に達しています。この制度が今後他の都市においても実施されることになればこの利用者の数を以て数えられるようになるでしょう。婦人少年局におきましてはこの制度を促進することには、働きながら学ぶ青少年に対する保護育成の一環として、関係各機関と協力しその促進を図りたいと考えています。

おそろいの作業服を着て、着用品類をかねながら、田舎の共同作業を行います。こんな場合自然に共同作業もできるようになります。

農業普及員と連絡し、協力しながら農業の共同化から生活の共同化へ進む場合も多く、多額の力が集って共同の成果があらわれ、やがては古い村のしきたりもこわれて科学する心が入ってきます。部落が明るい健康な生活をめざして普及員とともに歩んでいます。

農家の人々とともに

生活改良普及員への道



生活改良普及員への道

市	京都市	大阪市	神戸市
実施時期	昭和25年4月1日	昭和27年10月1日	昭和26年12月21日
実施の動機	市内各大学生自治会の要望	市の交通委員会の申請	市会の要望
根拠法令	「京都市電車旅客運送条例」	「大阪府電車定期券発行規則」	「神戸市電気軌道乗車料条例」
実施している交通機関	市電	市電	市電
料	通勤 550円 通学(甲) 850円 通学(乙) 800円 三角 550円	480円 280円 450円	(甲) 550円 (乙) 500円 (甲) 850円 (乙) 800円 550円
購入手続	通勤 学校長証明 通学 学校長証明 三角 学校長証明	学校長から市電定期券発行所に申請して登録しておく	学校長・勤務先の証明書が必要
三角定期券利用者数	大学生 2,000名 高校生 8,000名 計 5,000名 毎月定期券購入者 10万の5分程度(市交通局)	高校生 1,200名 その他 800名 (大学各種学校) 計 2,000名	576名

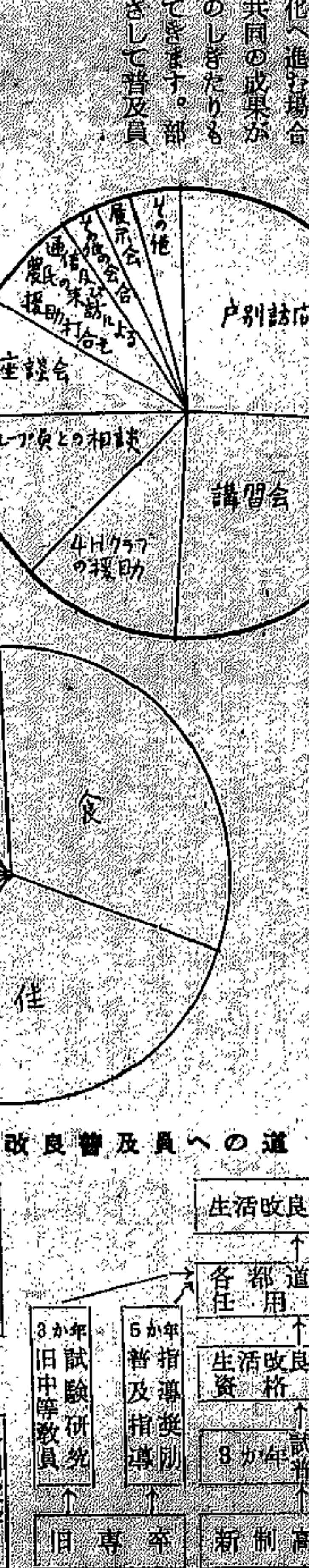
現在、京都、大阪、神戸の三市で三角定期券を利用している者の数はおよそ七千五百名に達しています。この制度が今後他の都市においても実施されることになればこの利用者の数を以て数えられるようになるでしょう。婦人少年局におきましてはこの制度を促進することには、働きながら学ぶ青少年に対する保護育成の一環として、関係各機関と協力しその促進を図りたいと考えています。

おそろいの作業服を着て、着用品類をかねながら、田舎の共同作業を行います。こんな場合自然に共同作業もできるようになります。

農業普及員と連絡し、協力しながら農業の共同化から生活の共同化へ進む場合も多く、多額の力が集って共同の成果があらわれ、やがては古い村のしきたりもこわれて科学する心が入ってきます。部落が明るい健康な生活をめざして普及員とともに歩んでいます。

農家の人々とともに

生活改良普及員への道



生活改良普及員への道

市	京都市	大阪市	神戸市
実施時期	昭和25年4月1日	昭和27年10月1日	昭和26年12月21日
実施の動機	市内各大学生自治会の要望	市の交通委員会の申請	市会の要望
根拠法令	「京都市電車旅客運送条例」	「大阪府電車定期券発行規則」	「神戸市電気軌道乗車料条例」
実施している交通機関	市電	市電	市電
料	通勤 550円 通学(甲) 850円 通学(乙) 800円 三角 550円	480円 280円 450円	(甲) 550円 (乙) 500円 (甲) 850円 (乙) 800円 550円
購入手続	通勤 学校長証明 通学 学校長証明 三角 学校長証明	学校長から市電定期券発行所に申請して登録しておく	学校長・勤務先の証明書が必要
三角定期券利用者数	大学生 2,000名 高校生 8,000名 計 5,000名 毎月定期券購入者 10万の5分程度(市交通局)	高校生 1,200名 その他 800名 (大学各種学校) 計 2,000名	576名

現在、京都、大阪、神戸の三市で三角定期券を利用している者の数はおよそ七千五百名に達しています。この制度が今後他の都市においても実施されることになればこの利用者の数を以て数えられるようになるでしょう。婦人少年局におきましてはこの制度を促進することには、働きながら学ぶ青少年に対する保護育成の一環として、関係各機関と協力しその促進を図りたいと考えています。

三 世

定時制高校生の実態

— (2)

勞働省婦人少年局

(1) 起床時刻

起床時刻は、富山県と佐賀県の資料では、午前六時から七時までのものが、最も多く、全体の約八〇％で、なお五時前から起床するものが少数見られました。

第1表 勞 働 時 間

	総数	無職	不定	10時間以上	9時間	8時間	7時間以下	県名
実数	1,674	129		181	279	960	175	佐賀県
	8,062			161	515	2,115	271	山口県
	178			20	39	105	14	大分県
	2,548			435	454	1,971	288	熊本県
	2,187		225	94	869	1,249	200	富山県
	491		24		48	212	207	山形県
	10,090	129	249	841	1,704	6,012	1,155	
比率	100.0	1.3	2.5	8.8	16.9	59.6	11.4	

(3) 終業時刻

(4) 授業開始

(5) 夕食をと

熊本県 山口県 長崎県 栃木県 二カ所の資料では、外食弁当持参のものも少数ありましたが、約八〇%の者が帰国後

(6) 學習時間

(7) 就寝時間

就寝時刻は、栃木・大分・長崎・東京の四県の資料では、午後十時から十一時の間が最も多く、全体の約六〇％強となつてゐます。それ以降十二時前後に就寝してゐるものも相当数見られました。

第2表 睡眠時間

総数	4時間	5時間	6時間	7時間	8時間	9時間	県名
99.8	0.8	3.9	16.2	45.0	29.5	4.9	長崎県
100.0		1.5	10.8	38.1	59.7	9.9	島根県
100.0		1.1	9.5	30.7	44.2	14.5	山口県
100.9		3.8	8.9	47.3	27.4	12.9	栃木県
100.0		3.7	23.0	40.0	25.0	8.3	〃
100.0	(不定) 1.9	1.7	8.2	35.9	37.2	15.1	佐賀県
100.0	0.6	4.4	20.2	43.5	27.6	9.7	山形県
100.0	(不明) 2.0		7.9	26.8	45.8	17.5	大分県

又、十二時すぎる者も五割から一〇%に
られました。就寝時刻を性別にくらべて
見ると、男子より女子の方が遅く就寝
しています。又、昼間部の者と比較して目

ますと、昼間部の者は、だいたい九時から一〇時までの間に就寝しているので、全体的に夜間部の者は約二時間半ぐらい就寝時刻が遅くなっています。

(8) 睡眠時間

眠睡時間は、佐賀・長崎・栃木（二か所）山口・大分・島根・山形の入県資料では、七時間から八時間のものもつと多く、六時間から七時間の者も多く見られます（第二表）。又、昼間部の生徒は、八時間から八時間半が最も多くな

夜間にくらべると、約一時間半ぐらいの差が見られます。睡眠時間の最も長い者は夜間では九時間であるのに対し、昼間は十二時間で、短い者は、夜間も昼間も同

じで四時間となっています。そこで夜間部は、昼間部にくらべ非常に睡眠時間が短い事がわかります。性別に見ますと、男子より女子の方が少し睡眠時間は短いように思われますが、あまり相違は見られません。なお地域別に見ると、大分、佐賀、長崎では、全体的に短く、山形、栃木、山口等は長くなっています。

四 疲勞について
働きながら夜間の定時制高校に通学している生徒には、疲勞している者が多いといわれています。そこで彼等自身が感じてゐる疲勞感と、生理的・精神的機能的な検査の測定結果から高校生の疲勞状態をみると次のとおりです。

(1) 疲労感

神奈川の資料によると、「労働と勉学と
兩立させた生活をしていて疲勞するか」
と云う質問に対して、男子は二九六名の
中五八・一％、女子は一二八名の中六二・
八％の者が「疲れるか」晩寝れば恢復す
る、男子三三・〇％、女子二六・二％は

「別段疲労を感じない」と答えています。
しかし男子四・四％、女子七・六％は
「疲労してつらい」と答えています。
又疲労について五段階に分けて調査を
行つた島根県、山口県の調査によると、
「少し疲れを感じる」者が島根三二・〇％、

第3表 疲 勞 感

	島根県	山口県
非常に疲れる	11.0	10.8
かなり疲れる	88.0	26.2
少し疲れたを感じる	82.0	52.2
殆んど疲れを感じない	12.8	8.1
元気一杯である	6.2	2.7
計	100.0	100.0

で大部分の者が疲れを訴へ、どちらの調査も同じような傾向を示しています（第三表）。

次に一定の時期の疲勞を、佐賀県の資料によつて見ると次のとおりです。

起床した時の疲労感には、「何ともない」と
者が定時制高校の昼間部では八六％、夜
間部では五八％あります。逆に「疲れてい
る者は昼間部一三％、夜間部三四％と
なつていて、夜間部では五〇％近くの生
徒が疲れを訴えています。しかもこの八
％の者は極めて疲れている」と答えてい
ます。このように夜間部の生徒は、多くの
者が起床時に既に疲れを訴え、前日の生
理的疲労が恢復しないで蓄積疲労となつ

第4表 1日の疲労感

	覺 醒 時			職 場			就 寢 時		
疲勞	大	中	小	大	中	小	大	中	小
比率	25.6	59.0	15.4	30.8	58.0	11.2	26.9	56.0	17.1

(長崎県)

第4表 1日の疲労感

疲労 比率	覚 醒 時			職 場			就 寝	
	大	中	小	大	中	小	大	小
	25.6	59.0	15.4	30.8	58.0	11.2	26.9	5.9

次に生理的、或るいは精神機能的な検査（皮膚空間法、ザンブリニー氏法、内視法）を行つた大阪大学医学部の測定結果により疲労状態をみると、次のようなことが認められま

(1) 三枚蓋の傾斜の芳野でも、定間制の生徒が一般に昼間制の生徒より疲労している状態がみとめられた。

(2) そしてその状態は、翌朝には一般に顯著に回復しているが、昼間制の生徒の平均値よりも、夜間制の生徒の平均値



「女子年少者労働基準規則」

の改正について

労働基準法関係諸規則について、過去七年間の法改正による結果に鑑みて、我が国の実情に適合する様に再検討が行われ、改正するに付いて次の方針が樹てられました。

1. 労働基準法その他の法令に根拠が薄弱と認められる規定は之を廃止すること。

2. 許可・認可・届出・報告等については積極的これを簡素化する事とし、特に中小企業における労働管理上の負担の軽減を図るために徹底的な措置を講ずるものとする。

3. 現下の我が国経済社会の実情特に中小企業について過度な負担を課せられてゐるものがあるから、実情にそつたものと認められる規定はこれを改正すること。

4. 諸規則には労働条件の最低基準を明示するとともに、過去における施行の経験に鑑みて、必要な規定をあらたに追加することとし、虚偽の部分と認められるものはこれを削除すること。

5. この改正にあつては、労働条件の国際的水準を下廻らないものとし、且

種を集めたのは、女子深夜業の除外特例に映画の製作の事業における演習者、スクリーン俳優、及び結髪、放送の事業におけるプロジェクター、及びアナウンサーの業務、及び、いわしの捕獲の事業における第二次加工の業務等が追加された事であり、

以下女子年少者労働基準規則の改正全文を掲げ附明を加えておくこととし、(改正前の女子年少者労働基準規則は旧規則と略称します。)

(児童の使用許可申請)

第一條 使用者は、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号。以下「法」という。)第五十六條第二項の規定による許可を受けようとする場合において、使用しようとする児童の年齢を証明する戸籍証明書、その者の修学に差支えないことを証明する学校長の証明書及び親権者又は後見人の同意書を様式第一号の使用許可申請書に添えて、これをその事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長(以下「所轄労働基準監督署長」という。)に提出しなければならない。

(説明) 旧規則第三條の規定に該当するものですが、法第五十六條の規定によつて満十五歳にならない児童を使用する場合、従来、児童が使用者との連名で児童の住所を管轄する労働基準監督署に提出されたものであります。

第二條 所轄労働基準監督署長は、前條の規定によつてされた使用許可の申請について許可の決定をしたときは、申請した使用者にその旨を通知するとともに、前條に規定する添付書類を

追記したものとあります。追加された業務の第一は映画の製作の事業における女優、スクリーン俳優及び結髪業務であります。これらの業務はその性質上、男子を以て代へることが困難であること、又映画に深夜の場面を撮る場合、あるいは撮影のために公共の集客場、あるいは建築物を利用する必要がある場合等、映画の撮影が必然的に深夜にわたることを余儀なくされることがあるからであります。しかし、これらの者の労働時間は極めて短く、深夜業を認めると、これらの女子の健康及び福祉に有害となることはないと認められたからであります。

追加業務の第二は放送の事業におけるプロジェクター及びアナウンサーの業務です。プロジェクターを加えたのは、現在女子のプロジェクターがあり、深夜業を認めないと職を失ひおそれがあり、又女子にとつて適職であるからです。アナウンサーは放送が深夜にわたる場合に、女子のアナウンサーが特に必要な場合があるからです。

追加業務の第三は、又は、いわしの捕獲の事業における第一次加工の業務です。この業務は急速に腐敗損傷し易い生鮮魚を使用する作業であり、且つその作業工程上これらの生鮮魚を短時間のうちに処理することが必要とされる業務であります。その上、これらの生鮮魚の入荷量、入荷の時刻等が不確定であるため、これを急速に処理する必要からその作業が深夜にわたるこれらの作業に従事する女

督署長が行う。

(説明) 旧規則の第十條と全く同じ内容のもので、未成年者の締結した労働契約が、本人に不利であつた場合、将来に向つてその労働契約を解除することができ、法第五十八條IIの規定に基いてその手続をきめなければならない。

(決算のために必要な業務)

第四條 法第六十一條但書に規定する決算のために必要な計算、書類の作成等の業務とは、毎事業年度における営業損益、及び財産状態を確定するために、行つた計算、書類の作成並びに物品のたな卸及び価格の評價等の業務をいう。

(説明) 旧規則の第十條の二の規定と同様の規定で変更は加へられておりません。法第六十一條で決算の場合に限つて女子の時間労働の制限が緩和されていいますが、その決算のために必要な業務の範囲を定めたものです。

(交替制による深夜業の許可申請)

第五條 法第六十二條第三項の規定による許可は、様式第三号の交替制による深夜業時間延長許可申請書により、所轄労働基準監督署長から受けなければならない。

(説明) 旧規則の第十一條の規定と内容は同一の規定であります。交替制によつて労働させる事業については、所轄労働基準監督署長の許可を受けて、満十八歳に満たない者又は女子を午後十時三十分まで労働させ、又は、労働大臣が深

第七條 法第六十三條第一項に規定する重量物を取り扱う業務は、左の表に掲げるものとする。但し、満十八歳以上の女子については断続作業においては四十キログラム、継続作業においては三十キログラムを超えない範囲において、使用者が様式第四号の重量物取扱除外許可申請書により、所轄労務基準監督署長の許可を受けた場合においては、この限りではない。

区 分		所附作業の種類 （台の重さ） （金ロッド） （金）		所附作業の種類 （台の重さ） （金ロッド） （金）	
満十六歳 未満	女	十二		八	
満十六歳 以上	男	十五		十	
満十八歳 未満	女	二十五		十五	
満十八歳 以上	男	三十		二十	
満十八歳 以上	女	三十		二十	

所見通し距離四角メートル以内の場所又は車輛の通行む、必要な場所において單獨で行う業務

十八 蒸気又は圧縮空氣による吐瀉又は搬送機械を用いる金屬加工の業務

十九 動力による打拔機、切断機等を用いる厚さ八ミリメートル以上の銅板加工の業務

二十 バイレン機を用いる鋪物の破損の業務

二十一 木工用かなな機又は車軸面取機の取扱の業務

二十二 岩石又は鉱物の破砕機に材料を送給する業務

二十三 土砂が崩壊するおそれのある場所又は深さ五メートル以上の地穴における業務

二十四 高さ五メートル以上の吊足場又は棒はりの上における業務その他これに準ずる業務

二十五 丸太足場の組立又は解体の業務（地上における補助作業の業務を除く。）

二十六 直径三十五センチメートル以上の立木の伐採の業務

二十七 木馬道、修り、管流等による木材の搬出の業務

二十八 火薬、爆薬、火工品、セルロイド、塩素酸塩類、過塩素酸塩類、硝酸カリ、硝酸アンモニア、芳香族ニトロ化合物、硝化綿その他これらに準ずる爆発性のものを取り扱う業

二十九 カリウム、ナトリウム、マグネシウム、カルシウム、生石灰、黄りん、赤りん、硫黄りんその他これらに準ずる発火性のものの製造又はこれらを取り扱う業務で発火のおそれのあるもの

三十七 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務

三十八 異常気圧下における業務

三十九 さく岩機、びょう打機等の使用によつて身体に著しい振動を受け

旧第三号 汽罐の据付工事の作業主任者
 の業務
 // 第五号 アセチレン溶接装置の作業主
 任者の業務
 // 第七号 圧入責任者の業務
 // 第八号 圧縮ガス又は液化ガス製造装
 置の作業主任者の業務
 // 第九号 危険物の取扱主任者の業務

第三号が削除されたことです。即ち、捲上能力二トン以上のカイデリック又は高さ十五メートル以上のコンクリート用エレベータの組立、移動若しくは解体の作業主任者の業務、溶鉱炉、金屬溶解炉又は電気炉の作業主任者の業務、金屬の熱

二十 エチルアルコール、メチルアル
 コール、エーテル、さく酸エチル、
 さく酸アミル、ベンゼン、トルン、エ
 ン、ガソリン、二硫化炭素その他こ
 れらに準ずる引火性のものを取り扱
 う業務で引火のおそれのあるもの
 三十一 圧縮ガス若しくは液化ガスの
 製造又はこれらを用いる業務
 三十二 水銀、ひ素、黄りん、ぶつ化
 水素、酸、塩酸、硝酸、苛酸、苛性
 アルカリ、石炭酸その他これらに準
 ずる有害なものを取り扱う業務
 三十三 鉛、水銀、クロム、ひ素、

る業務

四十 汽罐を製造する場所等強烈な騒音を発する業務

四十一 病原体によつて著しく汚染のおそれのある業務

四十二 焼却、漕掃又は、殺の業務

四十三 監獄又は精神病院における業務

四十四 酒席に待する業務

四十五 特殊の遊興の接客業における業務

四十六 前各号に掲げるものの外、中央労働基準審議会の議を経て労働大

第九号 危險物の取扱い主任者の業務

第十号 リック又は高さ十五メートル以上のコックリット用エレベーターの組立、移動若しくは解体の作業主任者の業務

第十一号 溶鉱炉、金屬溶解炉又は電氣炉の作業主任者の業務

第十二号 金屬の熱間圧延の作業主任者の業務

第十三号 三十馬力以上の原動機による制限圧力二キログラム毎平方センチメートル以上の空氣壓縮機の作業主任者の業務

第十四号 乾燥室の作業主任者の業務

第五十二号 酒類醸造の業務

上の原則機による制限能力二キログラム
毎平方センチメートル以上の空気圧縮機
の作業主任者の業務等は年少者に危険な
業務でないので前条において削除された
ことと関聯して、本条文においても削
除し、これらの業務についても女子が就
業できることとしたのです。

本条文の改正には中央労働基準審議会
において、労、使、公益三者が一致して
賛成しました。

(児童の就業禁止の業務の範囲)

第十条 労働基準監督署長は、第八条の

黄りん、ふつ素、塩素、醋酸、アミ
リシその他これらに準する有害なもの
のじんあい又は粉末を著しく飛散
する場所における業務

三十四 土石、獣毛等のじんあい又は
粉末を著しく飛散する場所における
業務

臣が別に定める業務

〔説明〕 従来年少者の危険有害な業務として就業を制限されていた五十六種の業務のうち、作業主任者の業務、火元賣仕者の業務、酒類醸造の業務は年少労働者に危険でもなく、又安全衛生や福祉に有害な場所での業務として就業を禁止す

第九條 法第六十三條第三項の規定によ
り、満十八歳以上の女子を就かせては
ならない業務は、前条第一号、第二号
第三号（巻上能力五トシ未満の起重機
の運転の業務を除く）、第五号、第八
号から第十号まで、第十二号、第十四
号から第二十号まで、第二十七号

各名に掛ける業務の人員は、その各名に掛
 ける業務については、法第五十六条第
 三項の規定による許可をしてはならな
 い。
 一、公衆の興業を目的として曲馬又は
 輻わざを行つる業務
 二、戸々について、又は道路その他こ
 れに準ずる場所において、歌謡、遊

三十五 ラヂウム放射線、エックス線
その他の有害放射線にさらされる業
務

三十六 多量の高熱物体を取り扱う業
務及び著しく暑熱な場所における業
務

必要に認められないので、これらの業務を制限の範囲から削除したのです。

即ち、改正前の第十三条のうち左の各号に該当する十一種の業務が制限を解除されましたので、四十五種の制限業務が

まで、第三十三号及び第三十六号から第三十九号までに掲げるものとする。

〔説明〕 旧規則の第十四条の規定に照応する規定です。本条文は改正されてい

芸その他の演技を行ふ業務
三、旅館、料理店、飲食店又は娯楽場
における業務
四、エレベータの運転の業務

五、前号に掲げるものの外、労働大
臣が別に定める業務

【説明】旧規定の第十五条に該当する
もので内容は全く変わっておりません。た
だ、本文の表現をより適切に改めただけ
です。満十五歳未満の児童の就業につ
いて、所轄労働基準監督署長が使用許可を
与える場合、右各号に掲げられていない業
務は、絶対的禁止業務として許可しては
ならないことを特に明示したわけです。

（生理に有害な業務の範囲）

第十一條 法第六十七條に規定する生理
に有害な業務は、左の各号に掲げるも
のとする。

- 一、大部分の労働時間が立ち作業又は
下し作業を必要とする業務
- 二、著しく精神的又は神経的緊張を必
要とする業務
- 三、任意に作業を中断することができ
ない業務
- 四、運搬、けん引、持ち上げその他相当
の筋肉的労働を必要とする業務
- 五、身体の動揺、振動又は衝撃を伴う
業務
- 六、前各号に掲げるものの外、中央労
働基準審議会の議を経て労働大臣が
別に定める業務

左の各号に掲げる場合においては前
項各号に掲げる業務は、それぞれ前項
の規定にかかわらず、法第六十七條に
規定する生理に有害な業務としない。

一、前項第一号から第三号までの業務

について、使用者が生理日にその業
務に従事する女子に対し、法第三十
四條第一項の規定による休憩時間以
外に特別の休憩時間を与え、かつ、

三、前項第四号及び第五号の業務につ
いて、その業務における作業が断続
的又は極めて部分的である場合にお
いて使用者が生理日の女子をその作
業に就かせないために必要な措置を
講じたとき。

三、使用者が生理日の女子を前項各号
に掲げる業務以外の業務に就かせる
措置を講じたとき。

【説明】旧規則の第十六條の規定に対
応する規定です。本文は改正されてい
ますが、その要旨は旧規則第十六條の第
三項が削除されたことです。この項は、
生理日の就業が著しく困難な女子が生理
休暇を請求したときは、使用者はその者
を就業させてはならない旨を定めたもの
ですが、これは、法第六十七條の規定と
全く重複しているからであります。

本条の改正については、中央労働基
準審議会では公益代表、使用者代表は賛
成でしたが労働者代表は生理休暇を請求
しても与えなくてもよいという印象を与
えるおそれがあるから、一年に一回生理
休暇の付与状況を行行政官庁に報告させる
ことを条件としての賛成でありました。

（婦人労働費支給除外規定の申請）

第十二條 法第六十八條但書の規定によ
る規定は、様式第五号の婦人労働費支給
除外規定申請書により、所轄労働基準
監督署長から受けなければならない。

二、労働基準法施行規則（昭和二十二年
厚生省令第二十三号）第七條の規定に
よる規定を受けた場合においては、前
項の規定にかかわらず、法第六十八條
但書の規定による規定を受けたものと
する。

【説明】旧規則の第十七條の規定と同
一の規定です。本文の様式第五号は旧
規則の様式第六号の年少者、女子解雇事
由認定申請書を改正した様式で、様式が
簡略化されています。

（婦人少年局調査員）

第十三條 法第百條の二第三項に規定す
る婦人少年局長及びその指定する所属
の職員を婦人少年局調査員という。

二、婦人少年局調査員の携帯すべき証票
は様式第六号による。

【説明】旧規則の第十八條と同一の規
定です。本文の様式第六号は旧規則の
様式第七号を改正した様式です。

附則

1. この省令は、昭和二十九年七月一日
から施行する。
2. この省令施行の際改正前の第四條の
規定による使用許可証明書又は改正前
の第五條の規定による臨時使用許可証
書の交付を受けている使用者につい
ては、改正後の第一條及び第二條の規
定による許可を受けたものとみなす。

8. この省令施行の際改正前の第四條の
規定による使用許可証明書又は改正前
の第五條の規定による臨時使用許可証
書を事業場に備え付けている使用者
については、法第五十七條の規定によ
る戸籍証明書、学校長の証明書及び親
権者又は後見人の同意書の備え付けに
ついては、なお、従前の例による。

4. この省令施行前に改正前の第十條の
規定に基づいてされた行政官庁の労働契
約の解除は改正後の第三條の規定に基
いてされた労働契約の解除とみなす。

6. この省令施行前に改正前の第十一條
の規定による許可又は改正前の第十七
條の規定による認定は、それぞれ、改
正後の第五條の規定による許可又は改
正後の第十二條の規定による認定とみ
なす。

7. 改正前の第十八條第二項の規定によ
る証票は、改正後の第十三條第二項の
規定による証票とみなす。

【説明】附則において、改正前の規定
と改正後の規定との関連が明らかにされ
ています。即ち使用許可証明書に関する
許可、就業許可申請書の提出等、各種申
請書によつてなされた行政処分は引續い
て有効な旨を規定したものであります。



農業経営と 婦人の労働

農村の婦人の生活は、日本農業の家族
労働を中心とした過小規模の経営のため
に、男子と共に忙しい農業労働に明け
暮れて、新聞をよむ暇もないというの
が実情である。事実、日本の農業はこれ
らの婦人や老人、子供など家族の労働に
よつて成り立っているといつてもよい。

つてきたが、以下、その第一次及び第二
次調査の結果から農村婦人の労働が農業
の経営形態や規模によつてどのようにち
がつているか、またそのなかでどのよう
な立場を占められているかをみる。

一 農業経営における婦人労働

第一次調査は岩手の山村、山形庄内平
野の単作地帯、岡山の米二毛作地帯、群
馬の養蚕地帯、愛知の蔬菜地帯の五か村
について、また第二次調査は静岡のみが
な、北海道の酪農、さらにわが国の農業
のなかでも先進地といわれる奈良及び佐
賀の平坦部において米作経営を調査した
ものであるが、これらの村において婦人
がどれだけ農業に従事しているかをみる

第1表 男女別農業従事の有無 (百分率%)

性別	従事の有無	男			女		
		総数	従事している	従事していない	総数	従事している	従事していない
村別							
田代村(岩手)		100	74	26	100	79	21
大和村(山形)		100	81	19	100	76	24
大和村(群馬)		100	87	13	100	89	11
大和村(愛知)		100	61	39	100	88	12
大和村(岡山)		100	65	35	100	79	21

20歳以上=100

第2表 男女別農業従事の程度 (百分率%)

性別	従事の有無	男				女			
		総数	常時	臨時	従事しない	総数	常時	臨時	従事しない
村別									
田代町(北海道)		100	81	14	5	100	81	11	8
江別村(静岡)		100	80	6	14	100	26	29	45
原村(奈良)		100	62	29	9	100	28	49	23
白河町(佐賀)		100	71	21	8	100	74	15	11

20歳以上=100

和村では婦人が農業に従事する割合は、
ほかの村にくらべるとすくなく、
藤原村では五五%、そのうち常時従事し
ているのは二六%、また平和村では七
七%の婦人が農業に従事しているが、常時
に従事しているのは二八%であった。

二 経営規模と婦人労働

婦人が農業労働に参加する割合は、経
営規模の大小によつても大きく左右され
る。第三表は第二次調査の対象となつた
四か村について、一回当りの農業従事者
数を経営規模別にしらべたものである。

その結果は、
どの村でも経
営規模が小さ
い階層では農
業従事者数は
男子より女子
の方が多いた
り、経営規模が
大きくなるにつ
れて、男子の
方が女子の数
を凌いでい
る。これは経
営面積が小さ
いと、とりて
い農業だけで
一家の生活を
支えてゆくた
めの収入をあ
げることがむ
ずかしいから
多くの農家で、
世帯員のうち
の誰かが、時
には世帯主ま
でが農業以外
の収入を求め
て稼いでいる
からである。
これは右手の
山村では伐採
や炭焼きの
賃労働が主で
あったが、水
田単作地帯
の山村では大
きな農家に手
伝いに行つた
り、また、都
市近郊の愛知・
岡山の調査
村では工場や
会社、商店に
職を得て通勤
するといふこ
とになるが、
このような農
家ではしる農
家の負担は重
くなる。

◆六月の婦人界の動き◆

一日 アジア文化の会では山本千枝子、織田栄子、松田ふみ子氏等が中心となり、来日中のインドネシア統一党首で国会議員のステルジョ氏夫妻とアビデシ、インドネシア総領事夫人を招き、東京の新丸ビル内ボールスターで「インドネシアの婦人情をきく会」を開催した。ステルジョ夫人らは「インドネシアの婦人の社会的進出は独立後目ざましく、一名の婦人大臣を出し、婦人議員は十六名(定員二二〇名中)、外交官・高級官吏・教師・婦人記者なども多く、また婦人会の活動も盛である。日本婦人もインドネシア婦人と、私達を通して連絡してほしい」と語った。

一日・四日 ベルギーのブラッセルで第五回国際ラジオ婦人会議が開かれ、日本から初めて文化放送のプラシナ・竹山千代子氏が招待され出席した。

三日 衆議院本会議場において、第十九国会会の会期延長問題をめぐり、与野党議員が乱闘事件を起したが、堤秀爾、山口シヅエ、大石ヨシエ、枝元たけ子、戸叶里子、福田昌子氏等婦人議員もこの乱闘に参加した結果となり問題となつた。

三日・四日 労働省において全国婦人少年室長会議が行われた。

四日 労働省婦人少年局長催により、東京神田の如水会館で国際婦人問題懇談会が開かれ、出席して日本の各地における婦人問題につき懇談を行つた。

四日 参議院婦人議員十一名は河井参議院議長を訪問し、「参議院は三日の衆議員における如き不祥事件を起さぬようにしてほしい」と申入れを行つた。

六日 六月二十日からスエーデンのストックホルムで開かれる「世界平和大集会」に日本婦人の声を反映させる為、参議院会館第一会議室において婦人団体連合会等により「日本婦人平和集会」が開かれ「水爆実験禁止」をひろく世界に訴えることを決議した。

八日 日本赤十字社中央病院講堂において、精神予防性無痛分娩法による第一回出産が行われてから一周年を迎えたことを記念して、「無痛分娩体験者の集い」が開かれ、産院長や担当医師に対して感謝の意を表した。

九日 随筆家森田たま氏は六月三十日からオランダのアムステルダムで開かれる第二十六回国際ペンクラブ大会に日本代表として出席するため出発した。

十一日 婦人有権者同盟では「国会は自ら反省し、解散決議を行い、謙虚な態度で国民の審判をうけることを要請します」という解散要求声明を各代議士宛に書き、伊藤てる子氏ら数名の代表が国会へ出向いて手渡した。

十一日 第四回全国婦人団体連絡協

議院通常総会が参議院会館において行われた。

十一日、十六日 主婦連合会等三団体の共催により銀座松屋において「新生活展」が催された。

十二日 元代々木練兵場北西における米軍独身士官官舎建設に対する地元代々木山谷町民、渋谷区PTA連合会を中心とする反対運動は以前から行われていたが、十二日渋谷区公会堂で「教育環境擁護区民大会」を開き、軍施設反対、学校用地確保、既設兵舎の民間転用の三項目の決議を採択した。

十三日 憲法記念日に藍授褒章や都知事表彰を受けた、文華女子高校長河口アイ、関東学園校長松平はま、大妻学院長大妻コタカ、編物協賛明者秋原まさ、文教学園校長島田イン、麗ヶ丘技芸学院長柴田タケ、自由学園校長長羽仁もと子氏の「七人の女性を祝う会」が、婦人教育家や社会事業家などでつくられた東京婦人会の主催により東京、芝白金の八芳園で開かれた。

十四、五日 主婦連合会等主催により、新生活推進全国婦人大大会が左の日程により開かれた。十四日参議院会館において衣、食、住、家計の四分科会に分れ、部門別の討論を行つた。

十五日銀座山葉ホールにおいて大会を行い、「家庭生活の合理化と新しい国力をもり上げるため」の討論等を行ない、特に最近の政治に対する鋭い批判が行われた。

十五日 第十九国会が開会されるに当たり婦人議員の提案した「売春等処罰法案」は継続審査に決つた。

十六日 東京日比谷の市政会館で婦人都市クラブの主催により「婦人議員と語る会」が開かれ、堀ツルヨ、戸川里子、秋元たけ子、中山マサ、山下春江、市川房枝、高良とみ、長谷部ひる、深川タマエ、高田なお子、西岡ハル氏等婦人議員が出席、三日夜の乱闘事件を中心に婦人団体代表などと懇談した。

十九日 労働基準法施行規則が改正され特に第二十七条第一項中「十人」を「三十人」に改めた為、女子従業員が多い「物品の販売、配給、保管若しくは賃貸又は接客の事業」においては労働者が常時三十人未満までの場合「二時間労働ができること」になつた。

十九日 女子年少労働基準規則が改正され、特に第六条第三号、第四号、第五号により「映画の製作事業における演技者、スクリーンター及び結髪業の業務（セリットによる撮影の場合における業務を除く）」放送法第二条に規定する放送の事業におけるプロジュサー及びアナウンサーの業務」及び「かに、又は、わしの醸造の事業における第一次加工の業務」につき女子の深夜業の範囲が拡大された。

十九日 「結婚の自由」「信書の開封禁止」「宗教の強制反対」等基本的人権

第 4 表 經營階層別大家畜及原動機所有狀況

村別	階層別	調査 農家数	大家畜		原動機	
			馬	役牛	原動機	石油 踏動機
江別町 (北海道)	總	163	301	—	45	48
	3町	20	12	—	1	—
	5町	33	46	—	12	4
	7町	46	88	—	7	15
	10町	44	101	—	15	19
	以	20	54	—	10	10
庵原村 (靜岡)	總	126	1	6	11	10
	0.5町	18	—	—	—	—
	1町	86	—	2	2	—
	1.5町	41	—	3	1	9
	2町	18	1	1	3	3
	以	18	—	—	6	4
平和村 (奈良)	總	86	—	38	31	28
	0.5町	20	—	—	2	—
	1町	52	—	28	28	4
	以	14	—	10	6	14
白石町 (佐賀)	總	95	—	28	29	36
	0.5町	24	—	—	—	—
	1町	26	—	6	11	10
	1.5町	80	—	17	13	18
	2町	8	—	5	3	4
	以	—	—	—	—	—

表 3 表 經堂陸腰別里女別 1 頁 41

農業従事者数						
村別		階層別		農業従事者		
				計	男	女
江別町 (企鵝道)	総	数	4.2	2.2	2.0	
	3町未	満町	2.8	1.0	1.8	
	3町~5	町町	3.9	1.6	1.7	
	5町~7	町町	3.9	1.9	2.0	
	7町~10	町町	5.8	2.8	2.6	
	10町以	上	5.8	3.3	2.6	
庵原村 (静内)	総	数	3.9	2.3	1.6	
	0.5町未	満町	2.5	1.0	1.5	
	0.5町~1	町町	3.8	2.0	1.8	
	1町~1.5	町町	3.9	2.3	1.6	
	1.5町~2	町町	4.1	2.7	1.4	
	2町以	上	4.7	3.6	1.1	
平和村 (奈良)	総	数	3.4	1.8	1.6	
	0.5町未	満町	2.8	1.4	1.4	
	0.5町~1	町町	3.2	1.6	1.6	
	1町~1.5	町町	4.8	2.5	2.3	
白石町 (佐賀)	総	数	4.1	1.9	2.2	
	0.5町未	満町	3.4	1.6	1.8	
	0.5町~1	町町	3.1	1.4	1.7	
	1町~1.5	町町	3.9	1.6	2.3	
	1.5町~2	町町	4.8	2.3	2.6	
	2町以	上	5.6	3.3	2.4	

三 機械化と婦人労働

村農婦人のはげしい労働は機械を入れることによつて軽減されるであらうか。

第四表は前掲の四か村の役牛馬や原動機の所有状況をしらべたものであるが、こゝでも経営規模による相違がはつきりあ

らわねている。奈良の平和村では五反未満の二〇戸の調査農家のうち原動機を持つてゐるのは、わずかに二戸のみであるが、五反から一町までの層では五二戸のうち約半数の二三戸が原動機を持ち、また役牛を持つてゐる家が二八戸に及んで

いる。この率は一町から一町五反までの上層農家になると一層高くなつて、全調査戸数が石油発動機を持つ上に、役牛は一四戸のうち一〇戸が、また原動機は六戸が所有している。これと同様のことがほかの村についてもいえるのであつて、近畿農村より経営面積の大きい佐賀の白石町では、五反未満の農家で原動機や大家畜を持つてゐる農家は一軒もないが、経営規模の大きくなるにつれて、これらの機械や大家畜を所有する農家は次第に増加し、一町五反以上の層になるとほとんど二軒に一軒の割合で所有している。

零細な農家では、どのような農機具が發明されても、現在の農家経済のわくのなかでは、とりいれることができない場合が多い。ある程度とりいれても一層の経営費の負担となり、婦人はそれをガザアするのためにますます働かなければならなくなる。こうして農家の婦人は経営が小さければ小さいほどいそがしくなる。農村婦人はこのような重い労働をどう考へてゐるであらうか。第一次調査の五か村の婦人のうち、仕事をとてもつらいと答へた者は九%、かなりつらいという者は三六%で、合計四五%がつらいといつてゐるが、これと同じ四五%が慣れれば何でもないといつてゐる。しかも注目すべきは、仕事をつらいという者はかつて地味も肥え、機械も相当普及してゐる村の婦人に多く、山村で農耕がほとんど婦人の肩にかかつており、機械も入つ

ておらず、原始的な手労働を主としてゐる岩手の田野畑村の婦人には仕事をつらいと答へた者が最もすくないことである。女の仕事をものと氣にするにはどうしたらよいかといふことについても、府中などの婦人が農業に従事してゐながら無関心で、意見を述べた者も機械などを入れられることを述べた者はすくない。これは農民の頭に努力はただだといふ考えが強いからで、零細な農家経済の重圧は農村の婦人に機械よりはまず人手を要することに上つて過重な労働を軽減したいといふ素朴な要望を抱かせるのであろう。

四 経営に對する婦人の発言権

日本の農家のように家族的過小農経営を行う場合には、婦人の農業に従事する比率がどんなに高くても、あくまで補助的な意味しか持てないから、婦人の農業経営に對する発言権はほとんどなく、農業協同組合や部落会などに出るような機会には婦人にはほとんどあたえられていない。第一次調査の五か村、五〇〇戸の調査の結果でも、仕事のあり方は一〇〇戸のうち八六戸まで世帯主が行つており、婦人が行つてゐるのは六戸あつた。それも世帯主の代りになるような男子がいない世帯や、男子の手がまわらない場合にかぎられてゐる。第三次調査村でも同様であつたが、経営規模別にみると、どの村でも婦人の農業従事の割合が最も高かつた最下層の階層では婦人が仕事のわりふりをする割合が高かつた。

女子の就業者数と完全失業者数 (1954年3月)

産業別	女子	男子	男女計	中	女子	女子の前
	千人	千人	千人	占める割合	雇用の割合	同月の割合
総数	15,680	23,530	39,210	39.9%		+40%
自営業者	2,190	7,900	10,090	21.7%		+40%
家族従業者	8,960	4,220	13,180	68.0%		-70%
雇用者	4,210	11,100	15,310	27.5%	100%	+50%
農林業	120	460	580	20.7%	2.9%	-30%
漁業及び水産養殖業	40	190	230	17.4%	1.0%	+10%
鉱業	80	480	560	14.5%	1.9%	+10%
建設業	230	1,190	1,420	16.2%	5.5%	+30%
製造業	1,570	3,590	5,160	30.4%	37.8%	0
卸売、小売、金融、保険、運輸、通信、郵便、その他のサービス業務	830	1,460	2,290	37.4%	19.7%	+40%
完全失業者	280	320	600	47.5%		+20%

〔注〕1) 統計表の数字はすべて調査結果の実数に推計乗数を乗じたものの千位以下を四捨五入した結果であるから表中の総数欄の数字はその内訳の合計に必ずしも一致しない。—総理府統計局労働力調査—

一人一か月平均現金給与総額 (1954年3月)

産業別	女子	男子	男子に對する女子の割合
	円	円	%
総数	8,466	19,251	44.0%
飲食業	7,921	17,039	46.4%
製造業	7,246	17,970	40.1%
卸売及び小売業	9,171	20,431	44.8%
金融及び保険業	15,827	36,418	43.5%
運輸通信及び郵便業	11,484	19,884	57.8%
建設業	6,566	13,353	49.3%

—労働省労働統計局調査部調—
毎月勤労統計調査

完全看護をめざしての増員闘争

全日本看護婦人部全国大会
全日本看護婦人部全国大会は、去る五月二十五日、宇治山田市において、五〇名の代表者が出席して開催され、「本年の運動目標」を「具体的な運動の進め方」などを本部提議案として決定しました。提議案された内容は次のとおりです。

▽運動方針

本年の運動目標では、増員闘争に重点を置いて、完全看護を目的とする看護業務の明確化と、看護婦の定員化を実現するために増員を闘いとならなければならぬ。

また、労働条件をたかめるため、四十時間制の獲得、現在の名目だけの完全看護反対、労基法改悪反対、看護婦の身分確立、昇格昇給の頭打ち及び、特加給の問題、被服の完全支給、宿舎整備、更衣室、休けい室の設置等、身近な要求と結びつけて、明るく、働きやすい職場にすべきである。

また、婦人部は、看護婦会だといふ批判をなくすようにすること、つまり離れ、各代表(二名ずつ)及びオブザーバ役婦・事務職員・タイピスト・栄養士・洗滌婦さんたちの不満や要求を、婦人部活動のなかに積極的にとりあげ、婦人部役員にも出られるような組織にすることなど。

教師は青少年と共に生きる

—日教組第八回婦人部総会—

去る五月三十一日、北海道札幌市において、日教組第八回婦人部総会が開催され、各代表(二名ずつ)及びオブザーバ役婦・事務職員・タイピスト・栄養士・洗滌婦さんたちの不満や要求を、婦人部活動のなかに積極的にとりあげ、婦人部役員にも出られるような組織にすることなど。

男女平等の権利のないところでは民主

主義はあり得ないとし、婦人教師の置かれていた立場をより下げて、最近とみに逆コースの道を辿る一連の動きとして、婦人教師を主とする非職制、職制の圧迫などがみられる状況の中で、常に真実を求め、実践活動を通じて、実践をつみ上げて闘う日教組婦人部でなければならぬ。「教師は青少年と共に生きる」の教訓の倫理綱領をふく胸に、次の目標をかかげて強力な運動を展開する。

○平和を守る運動、
○職場を守る運動——性別による不当人事を排除する。給与の不合理是正並に諸給与手当の増額と配分上の合理化をはかる。母体の保護と家庭生活の合理化をはかる。職場の民主化と進出をはかる。
○教育研究活動の推進——婦人教員研究協議会、
○組織を守る運動——職場分会の強化連絡提携の強化、
○お母さんと手をつなぐ運動——婦人教員研究協議会の母へのアピールの実現として、これらの婦人層をひきあげ、共に歩むことが、本年、婦人部の最も大きな使命であること。

二、婦人部予算に関する件
三、その他
以上を審議、決定し、最後に本年度役員の出選をして、総会を閉じました。

三、その他
以上を審議、決定し、最後に本年度役員の出選をして、総会を閉じました。

「こらなり」になりましたか

○海外婦人労働資料 第四二号
米国における婦人労働の実情
昭和二十九年三月発行

○婦人労働資料、第三三三号
労働組合のなかの婦人(一九五四年版)
昭和二十九年五月発行

○婦人労働資料第一七号
銀行の女子職員
—実態調査報告—
昭和二十九年四月刊行

○市川房枝氏本協会に寄附
参議院議員市川房枝氏は昨秋、議員の歳費が増額された折その一部を婦人団体援助のために寄附したいと念願され、第一回分として昨年末金一十万円を婦人少年協会の維持のために寄附されたが、今回、さらに第二回分として金一十万円を寄附された。

○協働員の方々へお願い
今度協働員になられた方々には、本誌を活動の資料として、労働省婦人少年局から寄贈されることになりましたが、協働員の方で前から本誌の読者であられた方々がその方に切りかえられ、本誌の読者が減りませんように、一人ずつでも御知人な会員に御紹介下さいまして、本会を御支持下さいますようお願いいたします。

婦人少年協会の第二巻

定価 五十円
千四百円
編集人 久米愛子
発行人 平林たい子
印刷人 石井完一
東京都新宿区山吹町三〇五
東京都千代田区大手町一丁目七
発行所 婦人少年協会
電話九ノ内(二三) 一六二五
四七二八
板橋区路東京一〇七九一四

に因るスローガンを掲げて六月一日より争議中の近江絹織物株式会社の労働組合を代表して、同社労務課長の女子組合員九名が東京、労働省において労働局長、労働基準局長、婦人少年局長及び職業安定局長に面会し陳情した後、法務省、首相官邸などにも陳情した。

二十六日 東京虎の門共済会館で午後一時より婦人法律家協会、婦人労働者同盟共催により婦人団体の代表を招いて「憲法改正と家族制度復活の傾向」について報告と懇談の会を開いた。明治大学教授立石芳枝、井上久米愛、渡辺道子、人権擁護委員田辺繁子、都立大学助教授明幸一、家庭裁判所判事森田宗一の諸氏が出席した。

二十九日 主婦連合会では三巻秋子、菅野鶴、藤田孝子氏ら代表五名が午後一時から経済審議庁長官室で通産大臣と面会、電気料金値上げ反対の陳情を行ったが、大臣は「値上げは避けられない」という趣旨の答をしたので参議院会館で緊急役員会を開き、七月十日前後を目標に全国的反対運動を行うことになった。

二十九日 イタリヤのローマで行われた世界体操選手権大会に参加した日本女子選手田中敏子氏は種目別選手権の平均台で優勝した。

英 語

津 田 英 語 会

国電中央線千駄ヶ谷駅前

東京都渋谷区千駄ヶ谷1丁目562

大 学 受 験 各 科

英・独・仏・スペイン・中国語

高 田 外 語

国 電 山 手 線 高 田 馬 場 駅 前

東 京 都 新 宿 区 諏 訪 町 2 4 3

昭和二十八年五月三十日第三種郵便物認可
昭和二十九年七月五日発行

婦人・少年・少女

(第1巻 第七号)

定価五〇円(送料四円)